

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)

平成 29 年 6 月



目 次

I. 前経営強化計画の実績についての総括	
1. 主要勘定	1
2. 収益状況（計画期間3か年累計）	1
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績	2
4. 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績	3
II. 経営強化計画の実施期間	4
III. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	
1. 収益性を示す指標	5
2. 業務の効率性を示す指標	5
IV. 経営の改善の目標を達成するための方策	
1. 経営の現状認識	6
2. 経営の基本戦略	12
3. 本計画における基本方針（目標）	12
4. 重点施策	12
V. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	
1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	24
2. リスク管理の体制の強化のための方策	25
3. 法令遵守の体制の強化のための方策	27
4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	28
5. 情報開示の充実のための方策	28
VI. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	28
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	32
3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	34
VII. 全信組連による優先出資の引受に係る事項	36
VIII. 剰余金の処分の方針	
1. 基本的な考え方	36
2. 財源確保の方針	36
IX. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
1. 経営管理に係る体制	37
2. 各種のリスク管理の状況	38
X. 経営強化のための計画の前提条件	39

I. 前経営強化計画の実績についての総括

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 27 条第 1 項の規程に基づく「経営強化計画」（平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月。以下「前計画」という。）を策定し、資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景に、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮により中小規模事業者・個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に努めてまいりました。

この結果、前計画の実績は、以下のとおりとなりました。

1. 主要勘定

預金積金の末残は、117,363 百万円となり、計画を上回りました。マイナス金利政策による低金利の状況下、過去に行った店舗統廃合の影響、他金融機関の高金利商品への預け替え、相続による他府県への流出等あるものの、流出防止に努めたことにより、減少傾向に歯止めが掛かりつつあるものと考えています。

貸出金の末残は、全役職員一丸となって融資推進に取り組み、計画比+6,610 百万円となりました。平残でも計画比+3,863 百万円となっており、公的資金を活用した積極的な金融仲介機能の発揮に努めた結果が出てきているものと考えています。

（単位：百万円）

	26/3 期 (始期)	27/3 期				28/3 期			
		実績	前期比	計画	計画比	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	121,030	118,029	△3,001	119,200	△1,171	117,505	△523	118,200	△695
預金積金（平残）	123,248	121,399	△1,848	121,285	114	118,918	△2,481	118,700	218
貸出金（末残）	59,066	60,944	1,878	60,000	944	64,225	3,280	61,000	3,225
貸出金（平残）	59,516	58,263	△1,252	59,011	△748	61,968	3,704	60,300	1,668

	29/3 期				
	実績	前期比	計画	計画比	始期比
預金積金（末残）	117,363	△142	117,200	163	△3,667
預金積金（平残）	118,108	△810	117,700	408	△5,140
貸出金（末残）	68,610	4,385	62,000	6,610	9,544
貸出金（平残）	65,163	3,194	61,300	3,863	5,647

2. 収益状況（計画期間 3 か年累計。計数は別表 1 に記載）

(1) 業務純益

業務収益は国債等債券関係で計画比+315 百万円となったことより 5,884 百万円、計画比+91 百万円となったものの、資金運用収益はマイナス金利政策の影響や他行との金利競争等により、資金運用利回りの低下が続いており、計画比△233 百万円となりました。

一方、業務費用は物件費の削減に努めたことに加え、預金保険料率の低下もあり、大

きく抑えることができ、5,355百万円、計画比△240百万円となりました。

この結果、業務純益は計画を330百万円上回る結果となりました。

(2) コア業務純益

業務純益から、国債等の債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を控除したコア業務純益は、計画比△19百万円となりました。

(3) 当期純利益

信用リスク管理の徹底と回収に努めた結果、当期純利益は計画比+338百万円となり、計画を上回ることができました。

【別表1】

(単位：百万円)

	26/3期 (始期)	27/3期 実績	28/3期 実績	29/3期 実績	3年間 累計実績	3年間 累計計画	計画比
業務純益	208	△85	522	182	619	289	330
業務収益	2,049	1,895	2,228	1,851	5,975	5,884	91
貸出金利息	1,482	1,359	1,457	1,402	4,218	4,289	△71
預け金利息	198	169	127	101	397	451	△54
有価証券利息配当金	182	192	171	185	548	657	△109
役務取引等収益	138	139	138	128	406	413	△7
国債等債券関係	19	1	303	9	315	0	315
業務費用	1,841	1,981	1,706	1,668	5,355	5,595	△240
預金利息	92	70	62	50	183	182	1
役務取引等費用	141	144	153	161	458	444	14
国債等債券関係	4	42	11	6	60	100	△40
一般貸倒引当金繰入額	-	117	-	-	117	112	5
経費	1,571	1,587	1,478	1,449	4,516	4,723	△207
(うち人件費)	923	900	893	898	2,692	2,715	△23
(うち物件費)	628	665	565	531	1,762	1,925	△163
経費(除く機械化関連費用)	1,355	1,366	1,281	1,270	3,918	4,025	△107
業務粗利益	1,779	1,619	2,001	1,632	5,253	5,125	128
コア業務純益	193	73	230	179	482	501	△19
不良債権処理損失	98	1,921	283	10	2,215	1,887	328
当期純利益	77	△2,406	449	333	△1,623	△1,961	338

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績

(1) 収益性を示す指標(コア業務純益)

平成29年3月期は、資金運用利回りの低下により、貸出金利息が計画比△62百万円、

預け金利息で同比△34百万円、有価証券利息配当金で同比△35百万円となりました。一方で、経費の削減に努め、経費は計画比△121百万円となったものの、コア業務純益は計画を29百万円下回りました。また、計画の始期比でも14百万円の未達となりました。

マイナス金利の影響が大きかったとは言え、この結果を真摯に受け止め、収益性の向上に向け、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

(単位：百万円)

	26/3期 (始期)	27/3期			28/3期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	193	94	73	△21	198	230	31

	29/3期			計画始期比		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	208	179	△29	15	△14	△29

(2) 業務の効率性を示す指標 (業務粗利益経費率)

平成29年3月期の業務粗利益経費率は、経費は計画を60百万円下回ったものの、業務粗利益が計画に対し147百万円不足したことから、計画より3.05ポイント、計画の始期比でも1.65ポイントの悪化となりました。

引き続き経費の抑制に努めるとともに、収益性の向上を図ることにより、業務の効率性を改善してまいります。

(単位：百万円、%)

	26/3期 (始期)	27/3期			28/3期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費(機械化関連を除く)	1,355	1,362	1,366	4	1,331	1,281	△50
業務粗利益	1,779	1,575	1,619	44	1,770	2,001	231
業務粗利益経費率	76.20	86.50	84.37	△2.13	75.21	64.01	△11.20

	29/3期			始期からの改善幅		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費(機械化関連を除く)	1,331	1,270	△60	△24	△84	△60
業務粗利益	1,779	1,632	△147	0	△146	△147
業務粗利益経費率	74.80	77.85	3.05	△1.40	1.65	3.05

4. 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績

(1) 中小規模事業者向け貸出

中小規模事業者に対する資金の供給を経営の最優先課題として取り組んだ結果、平成29年3月期における中小規模事業者向け貸出残高は計画を6,540百万円上回る41,120百万円となりました。また、総資産に占める割合は、計画を2.03ポイント上回る30.86%となり、いずれも計画を大幅に達成することができました。

今後も、引き続き地域の中小規模事業者に対し、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域の発展に努めてまいります。

(2) 経営改善支援等取組み推移

平成 29 年 3 月期の経営改善支援等の取組先数は計画比+94 先の 577 先、支援取組率では計画比+6.74 ポイントの 36.06%となり、計画を達成することができました。

今後も、一層コンサルティング機能の発揮に努め、お客様の経営改善や成長発展に向けた支援や資金供給を実施してまいります。

【中小規模事業者向け貸出残高の推移】

(単位：百万円、%)

		26/3 期 (始期)	27/3 期	27/9 期	28/3 期	28/9 期	29/3 期	始期比
貸出残高	計画	-	35,417	35,764	35,928	36,497	36,693	2,113
	実績	34,580	36,650	38,804	39,671	40,579	41,120	6,540
	計画比	-	1,233	3,040	3,743	4,082	4,427	-
総資産	計画	-	128,223	128,694	128,223	127,737	127,250	1,959
	実績	125,291	127,608	129,323	128,802	132,149	133,226	7,935
	計画比	-	△615	629	579	4,412	5,976	-
貸出比率	計画	-	27.62	27.78	28.01	28.57	28.83	1.24
	実績	27.59	28.72	30.00	30.79	30.70	30.86	3.27
	計画比	-	1.10	2.22	2.78	2.13	2.03	-

【経営改善支援等取組み推移】

(単位：先、%)

	26/3 期 (始期)	27/3 期 実績	28/3 期 実績	29/3 期			
				計画	実績	計画比	始期比
経営改善支援等取組先数	440	482	509	483	577	94	137
創業・新事業開拓支援先	6	3	9	5	19	14	13
経営相談先	179	187	194	191	203	12	24
早期事業再生支援先	6	10	2	7	3	△4	△3
事業承継支援先	1	2	0	2	0	△2	△1
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	248	280	304	278	352	74	104
期初債務者数	1,516	1,597	1,603	1,647	1,600	△47	84
支援取組率	29.02	30.18	31.75	29.32	36.06	6.74	7.04

II. 経営強化計画の実施期間

当組合は、金融機能強化法第 33 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月から平成 32 年 3 月までの経営強化計画（以下、「本計画」という。）を実施いたします。

なお、今後本計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通

じて金融庁に報告いたします。

Ⅲ. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

本計画の実施により達成されるべき経営の改善の目標を以下のとおりとし、その必達に向けて取り組んでまいります。

1. 収益性を示す指標

本計画における収益環境は、円高・株安による経済環境の不透明感のある中、マイナス金利継続による貸出金利競争の一層の激化、余資運用環境の悪化、コスト削減余力の縮小等から非常に厳しいものが想定されますが、前計画において取り組んできた貸出業務強化を主軸とした諸施策をさらに推進することにより、コア業務純益の確保に努めてまいります。

なお、本計画1・2年目は、計画始期の水準を下回ることになりますが、これは、マイナス金利の継続に伴う貸出金利の低下圧力や、市場金利の低迷を踏まえ、当面は更なる資金運用収益の減少が想定されることによるもので、計画終期には、収益の柱である貸出金利の増加や経費削減等の経営努力により、始期を上回る水準を計画しております。

【コア業務純益】

(単位：百万円)

	27/3期 実績	28/3期 実績	29/3期 実績	計画始期 の水準	30/3期 計画	31/3期 計画	32/3期 計画	始期から の改善額
コア業務純益	73	230	179	179	131	133	180	1

*コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

*計画始期の水準については、直近の決算期の実績を設定しております。

2. 業務の効率性を示す指標

経費については、特に物件費において前計画以前から積極的な削減に努めておりますが、職員のモチベーション向上に向けた対応を図りつつ、更なる経費削減に努めてまいります。

前述のとおり、収益の減少要因があり厳しい状況ではありますが、業務粗利益経費率は計画終期には始期の水準を下回る計画としております。

【業務粗利益経費率(OHR)】

(単位：%)

	27/3期 実績	28/3期 実績	29/3期 実績	計画始期 の水準	30/3期 計画	31/3期 計画	32/3期 計画	始期から の改善幅
OHR	84.37	64.01	77.85	77.85	80.77	80.48	77.75	0.10

*業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

*計画始期の水準については、直近の決算期の実績を設定しております。

*機械化関連費用には、全国信組共同センター使用料・保証金償却、事務機器等の減価

償却費・賃借料、保守関連費用等を計上しております。

IV. 経営の改善の目標を達成するための方策

1. 経営の現状認識

(1) これまでの取組みと今後の課題

当組合は、昭和26年の創業以来、相互扶助の精神に基づき地域の中小規模事業者や個人の皆様への円滑な資金供給と金融サービスの提供に努めてまいりました。しかし、当組合の主要な取引先である地域の中小規模事業者及び個人のお客様に対し、これまで以上に、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくため、平成26年12月に、全信組連を通じて、金融機能強化法に基づく資本支援（公的資金）を受けました。

平成26年11月に策定した「経営強化計画」（平成26年3月～平成29年3月）に基づき、重点施策として「営業推進体制の再構築」「信用リスク管理強化」「経営効率化」「経営強化計画の確実な履行体制の構築」を掲げ、役職員一丸となって経営改善に取り組んでまいりました。

この結果、従前は逓減傾向にあった貸出金残高を反転大幅増加させることができ、中小規模事業者向け貸出残高も計画を大きく上回ることができました。また、経営陣刷新によるリーダーシップ、外部金融機関から派遣された人材からの刺激等により組織文化が改善し、職員の目標達成意識・挑戦意欲も向上したものと考えています。

しかしながら、マイナス金利の影響もあり、資金運用利回りの低下からコア業務純益と業務粗利益経費率は計数目標を下回り、当組合の目指す水準に達しておりません。最重要課題の一つであった貸出業務の増強等による本来的な収益力の強化は道半ばの状況にあります。

前計画における主要施策の進捗状況と課題認識は以下のとおりですが、前計画から継続して取り組むべき課題や、また、新たに浮き彫りになった課題もあり、今後とも当組合が持続的な成長を遂げていくためには、これらの課題を再認識し、より強固な経営基盤の構築に向け、一層取組みを強化していく必要があるものと考えております。

【重点施策への対応状況】

①営業推進体制の再構築

前計画においては、トップセールスははじめ経営陣の営業推進活動への積極的な関与、「営業推進会議」の機能強化により、全店が一丸となった営業推進を行い、経営強化計画を大きく上回る貸出金残高を達成することが出来ました。その中で、計画に掲げる中小規模事業者向け貸出金も大きく目標を達成しています。今後も経営陣の営業推進活動は継続実施しつつ、訪問活動（フェース・ツー・フェース）を全ての原点として、職員自身による一層の訪問活動強化に取り組んでまいります。

また、事業者だけでなく信用組合の重要な組合員である勤労者向け融資についても取引拡大に注力しています。消費者ローンでは新型のフリーローンを取扱い、申込実績・残高を伸ばしているほか、住宅ローンもいたずらな金利競争を避け、保証会社の保証に頼らない独自の住宅ローンにも積極的に取り組んでいます。

今後は、取引の裾野を広げるためにも小口新規先の一層の取組み強化を図り、事業先取引先数の増加に努め、核となる大口案件の積上げと相俟って融資残高を伸長

し、もって地域における存在感を高めてまいります。

マイナス金利の影響で想定以上に利回りが低下したことにより貸出金利息収入が減少しております。ボリュームアップによるカバーと併せて、事業性融資をメインに据えつつも、今後は消費者向けパーソナルローンも一層推進し、貸出金利収を維持・増強していく必要があると認識しております。

また、経営改善支援等取組みや相談機能の一層の強化を図り、取引先をサポートすることにより、徐々に非金利競争における分野を広げて特色を押し出しております。

一方、県内各金融機関から派遣を受けている外部人材の活用を核とした営業推進体制の整備については、事業性融資の推進において大きな牽引力となったほか、外部人材配置店舗における渉外者のOJT指導や、全店の渉外者を対象とした意見交換会・研修など、事業性融資を担う人材の育成にも貢献しています。外部人材は有期契約であり、今後はプロパー職員の融資対応力を更に高めていくよう人材育成のスピードをアップしていく必要があると認識しています。

加えて営業力強化に向けた人材育成については、外部人材による教育・指導や営業支援グループによる若手渉外者の実地帯同訪問指導のほか、組合内外の研修会への参加、各種検定試験受験奨励等によりレベルアップを図っているところです。

当組合の年齢構成は年代別に人数の開きが大きく、中堅層が少なく営業推進力の弱体化が懸念され、若年層の確保と早期戦力化、増えつつある定年退職再雇用者の豊富な経験を生かした直接的・間接的な営業推進体制の強化を図っていく必要があると認識しています。

目標管理・計数管理等、従来型の営業店指導から取引先の問題を現場と本部が共有して対応策の提案を行うなど、本部の営業店サポート体制を強化し共に目的に向かうような一体感ある推進体制の構築に取り組んでまいります。

②信用リスク管理強化

信用リスク管理においては、審査会を置いて厳格な審査に努めており、経営陣が率先して審査部による案件審査・与信管理の充実に取り組んでまいりました。

経営改善支援先等については、理事長・担当役員・審査部・事業支援グループが毎月各取引先の管理方針を協議・確認し、管理方針に基づいて営業店指導や取引先管理に当たっており、ランクダウン防止・ランクアップ等に取り組む新たな信用コストの発生防止に努めています。今後は、足下の経営状況が厳しい先との対話を重ね事業者の経営改善に注力しランクアップ先を増加させることで資産内容の改善に取り組んでまいります。また、融資事務管理についても、規程・手引きの周知徹底とともに適切な事務指導管理体制を徹底することで、更なる信用リスク管理態勢の強化に努めてまいります。

また、不動産プロジェクト融資の管理強化に向け、「不動産プロジェクト融資取扱手順書」を定めて取扱いの厳格化を行っており、評価を見定めたうえ審査管理手法の改善・向上に努めてまいります。28年度からは審査部による大口与信先の臨店指導も実施しています。

一方、事業支援グループを中心に償却済み債権の回収や事業再生にも努めております。RCC出身者による事業支援グループの役割は今後も重要であると認識しており、構成メンバーからプロパー職員への円滑なノウハウの引継ぎを進めてまいります。

その他、自己査定システムの本格稼働、信用リスク計量化システムの試験運用等、システム・効率面からも信用リスク管理態勢を強化しつつあります。

③経営の効率化

従前から物件費を中心とする経費削減に取り組んでおり、メール便運行・ATM現金装填の内製化や、予算管理の徹底等により計画を大きく上回る削減を行うことが出来ました。また、公的資金注入時の減損処理の実施と相俟って、遊休資産の処分を加速することが出来ました。

若年層の人材確保と定年退職者の雇用継続への対応から職員数は計画より増えていますが、人件費については、メリハリのある賞与支給等、人材の活性化・強化に取り組んでおります。

現状においても一定の経費削減は出来ていると認識していますが、今後、マイナス金利政策の影響が続くことで、更なる経費の見直しが必要と考えています。お取引先に配慮しつつ、引き続き経費削減策を検討してまいります。

人件費に応じた生産性を上げるよう改善を図っていく必要があると認識しております。

④中小規模事業者に対する信用供与の円滑化方策

中小規模事業者向け融資残高は、大きく計画を上回り、金融仲介機能の発揮に努めた成果を出すことが出来ました。

担保保証に過度に依存しない融資の促進については、従来からある事業者サポートローン「活力」を重点商品として取り組み、特に経営改善等支援取組み先数達成の主要因となっています。

また、創業・新事業開拓支援の取組みについても、日本政策金融公庫との連携や、創業支援サポートローンの商品内容の改定等を行い、特に創業支援において目標を大きく上回る成果となりました。

審査部・事業支援グループによる経営改善支援・早期事業再生への取組み強化を行い、滋賀県中小企業経営改善支援協議会・滋賀県信用保証協会等との連携を強化し、地域中小規模事業者支援に対する一層の対応力向上を図ることが出来ました。

再生支援や事業承継支援等1件1件の時間が必要な項目についても労力を惜しまず主命題の一つとして取り組むことにより、職員の事業者支援能力を高め、経営改善等支援項目の各項目それぞれについても達成を目指してまいります。

また、金融仲介機能のベンチマークとのリンクにより相乗効果を発揮してまいります。

なお、直接の目標数値とはなっておりませんが、中小規模事業者への支援の指標として、支援先数の拡大は重要な指標と考えており、一層取引先開拓に注力してい

く必要があると認識しております。

⑤責任ある経営体制の確立（内部管理態勢の整備・強化）

理事会・常勤理事会、ALM委員会他各種委員会・諸会議の中で、経営陣の主体的関与のもと経営管理態勢は充実しつつあると考えております。

また、前計画では、監査評価方法の見直しを行い監査体制の強化を図っており、メリハリのある監査内容となったものと捉えています。店内検査の充実はじめ内部管理態勢の強化については、一定の深化を見ておりますが、引き続き、更なる改善を図ってまいります。

現状、収益環境が更に厳しくなるなか、各種経営諸会議・委員会等で実質的な議論を深め、スピード感を持って対応していく必要があると認識しております。また、内部管理態勢面でも、基本的にはシンプルかつ確実な管理体制を敷いていくことが必要と認識しております。

(2) 当組合の主たる営業区域の状況

当組合の営業地域である滋賀県の経済情勢は、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされており、個人消費や衣料品など一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しており、雇用情勢も改善しています。また、企業収益は増益見通しであり、全体としては緩やかに持ち直している状況にあります（財務省近畿財務局大津財務事務所：平成29年4月「滋賀県内経済情勢報告」）。

しかし、中小規模事業者にとっては、依然として厳しい経済環境が続いており、資金繰りの厳しい事業者の中には、更なる経営改善・再生支援を求める事業者もあります。また、少子高齢化の進展の中で、人手不足が進展しており、中小規模事業者にとっては更に厳しい状況となってきています。

県内の都市部では、企業の進出や新事業の開発があり、地域経済も活発になっていますが、当組合が長年本店を置き、活動の中心としてきた地縁・人縁の強い旧甲賀郡の地域では、企業の進出も一部あるものの、地域経済の回復は遅れ気味となっております。

【滋賀県の経済情勢】

○主な営業地域の人口推移

(単位：人、先)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
滋賀県	1,387,110	1,394,809	1,401,073	1,402,132	1,410,777	1,414,398
大津市	325,270	328,485	330,293	332,823	335,272	339,027
草津市	122,191	123,203	124,901	126,389	128,159	133,040
栗東市	61,219	62,106	63,094	63,406	63,339	64,428
近江八幡市	68,969	69,020	69,364	69,205	81,311	81,814
湖南市	55,274	55,221	55,146	54,475	54,177	54,307

甲賀市	94,061	94,043	94,173	93,685	93,012	92,284
高島市	53,530	53,060	52,571	52,263	51,819	51,996
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	事業所数
滋賀県	1,416,546	1,416,952	1,416,500	1,412,916	1,413,079	57,877
大津市	340,520	341,468	341,902	341,331	340,956	11,705
草津市	134,215	135,456	137,170	138,615	138,464	5,274
栗東市	65,291	65,793	66,059	66,589	67,309	2,912
近江八幡市	81,984	82,278	82,449	82,221	81,226	3,255
湖南市	54,193	54,116	54,151	54,059	54,522	2,008
甲賀市	92,022	91,458	90,928	90,428	90,354	4,269
高島市	51,450	50,904	50,400	49,865	49,328	2,857

(出所) 人口 : 滋賀県 「滋賀県推計人口年報」

事業所数 : 滋賀県 「平成26年経済センサス基礎調査(速報)」

○個人消費関連指標 (前年同期比、単位：%)

	28/9月	10月	11月	12月	29/1月	2月
消費者物価指数(大津市)	△0.3	△0.2	△0.3	△0.2	0.1	0.4

(出所) 滋賀県「消費者物価指数(大津市)」

○設備投資額(除く土地、含むソフトウェア投資) (前年比、単位：%)

		上期	下期	平成28年度計画
全産業		0.9	36.0	18.2
	製造業	△10.0	92.1	39.8
	非製造業	7.2	5.2	6.2
規模別	大企業	△6.7	36.6	13.8
	中堅企業	99.6	9.7	35.9
	中小企業	276.4	117.1	169.4

(出所) 財務省近畿財務局大津財務事務所「法人企業景気予測調査」

○住宅投資 (前年同月比、単位：%)

	28/9月	10月	11月	12月	29/1月	2月
新設住宅着工戸数	△16.8	△4.3	16.8	26.5	△6.4	△18.9

(出所) 国土交通省「建築着工統計調査報告」

○生産関連 (季調済前月比、単位：%)

	28/10月	11月	12月	29/1月	2月
鉱工業生産指数	1.2	2.6	3.4	△5.1	△1.8

(出所) 滋賀県「滋賀県鉱工業指数」

○雇用関係指数

(単位:倍)

	28/9月	10月	11月	12月	29/1月	2月
有効求人倍率 (季調済、倍)	1.19	1.21	1.23	1.25	1.24	1.21

(出所) 滋賀労働局「職業安定業務月報」

2. 経営の基本戦略

当組合の営業エリアは、各地域の特性やシェアも一様ではなく、それぞれの地域性に応じたきめ細かな営業推進が必要となっております。滋賀県の経済情勢は、一部ではやや持ち直し感もありますが、当組合の主要取引先である中小規模事業者においては、まだまだ厳しい状況が続いています。

金融機能強化法を活用し強固な財務基盤を構築することにより、今まで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に積極的な金融支援を行うことが可能となっておりますが、このようななか、当組合にとって最大の課題は貸出金増強等による収益力の強化であります。今後とも、本計画に基づき、経営改善に向けた取組みを一層加速させてまいります。

3. 本計画における基本方針（目標）

基本方針としては、資金運用利回りの低下を経費削減や経営改善支援先の取組みの強化で補いながら、貸出金増強による収益力の向上を図ってまいります。そのためにも融資の出来る人材育成を喫緊の課題と捉え、早急に体制を整えてまいります。また、配当の継続を目指す上で、多大な信用コストが発生しないよう、ローカルベンチマーク等を活用した顧客との対話を行い、経営改善支援を行うなど信用リスク管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

4. 重点施策

以上の基本方針に基づき、以下の4つの事項を重点施策として位置づけ、これらの取組みを通して、「中小規模事業者に対する信用供与の円滑化」を図るとともに、「責任ある経営体制の確立」に努めてまいります。

【重点施策】

- (1) 貸出金増強等による収益力の強化
- (2) 人材育成の強化
- (3) 信用リスク管理の一層の強化
- (4) 経営の効率化

(1) 貸出金増強等による収益力の強化

収益力の強化を図るため、特に、i. 営業推進体制の一層の強化、ii. 取引先の拡大と収益基盤としての貸出金の増強、iii. 金融仲介機能の更なる発揮に向けた融資推進を柱とした、次の①～⑥の施策に取り組むことにより、貸出金の増強を行い収益性の改善を図ってまいります。

① 営業推進体制の一層の強化

ア. 外部人材活用による体制強化

事業性融資の推進を行うため、他金融機関から人材派遣支援を受けて融資推進店舗を中心に人材を配置し、事業性融資先の開拓を主要業務としつつ、渉外者の指導（帯同訪問含む）も行っております。今般、派遣の継続を受け、更なる事業性融資

先の開拓を期待する一方、特にプロパー職員への融資推進力の強化指導に力点を置いた活動を行っていきます。渉外者はノウハウの吸収と外部人材の開拓した先の引継ぎと取引深耕に注力するとともに、吸収したノウハウを活かした既存取引先の深耕と新規先の開拓を行ってまいります。

イ. トップセールス、顧客・支店訪問等経営陣の積極関与の継続

- (ア) トップセールスを展開するとともに、その他の役員は担当店舗毎に推進活動を実施しております。各店舗担当の役員と営業店長による帯同訪問等、ガバナンス強化も踏まえ各担当役員の責任を明確にして取り組んでまいります。
- (イ) 役員・本部・営業店が一体となり、主要取引先並びに融資見込先等を定期的に訪問し、役員・本部・営業店が一体となった業務推進活動に取り組んでまいります。
- (ウ) 理事長及び役員は各営業店のファン団体である「けんしん会」の諸行事にも積極的に出席して、会員企業との取引拡大、並びに取引先紹介に繋がる活動を引き続き行ってまいります。

ウ. 営業推進会議の充実（事例発表・情報共有等）

営業推進の上での最重要会議である「営業推進会議」（メンバーは、理事長・業務部担当役員・営業店長・業務部長・業務部融資推進役で構成）を、月1回開催しており、営業施策、計数の把握、情報交換等により目標達成に向けた取組みを徹底しております。

会議の内容につきましては、主要項目で目立った成績を残した店舗から成功体験や推進施策を発表し、全店が諸目標達成に繋がる情報共有の場として会議内容の充実を図ってまいります。

エ. 渉外推進体制の見直し、渉外者行動管理要領の徹底

- (ア) 営業店長の取引先訪問記録作成により、営業店長の渉外活動の行動管理を強化し、効率的な推進を図ってまいります。
- (イ) 全渉外者が事業性新規開拓に重点を置いた渉外活動ができるようにレベルアップを図ってまいります。
- (ウ) 渉外者の融資関連推進訪問1ヶ月100先以上を徹底し、小口・中口融資先数を増加させてまいります。アタック先（見込先を発掘するために推進活動を行う先）の抽出、推進状況の確認を営業店では日々のヒアリングや週末のミーティングを通じて行い、業務部はアタック先推進表の提出を求めて活動状況のチェックを行ってまいります。
- (エ) 業務部は営業店長、渉外係の推進状況をチェック、分析を行い、役員との情報共有を行ってまいります。営業店長の活動状況は毎日報告することを定めており、役員との情報共有を図っています。特に融資案件においては役員との同行訪問を含めたスピーディーな対応を行ってまいります。

渉外係の推進状況については、全渉外係の訪問先数、獲得実績を集計、分析して営業推進会議の資料に添付し、「渉外者行動管理要領」に基づいた活動を徹底してまいります。

- (オ) 営業係の中で、主に事業性融資開拓を行う者を融資営業係として融資推進店舗に配置していますが、既存取引先からの新規案件手続き、管理が中心の活動になっている者もいることから、効率化を図り新規融資先開拓を実践できる環境作りに取り組んでまいります。

オ. 営業戦力の強化

- (ア) 定年退職再雇用者等の現場志向による営業店支援

経験と知識を活かした営業支援活動の展開を進めてまいります。

- a. 60歳以上の営業店長任命や次席者クラス等、継続して役職位を委嘱し営業店サポートが出来るような人員の適材再配置に取り組んでまいります。
- b. 豊富な経験を活かし、コンサルティング営業、法人営業、経営改善支援等の活動による営業店支援に取り組んでまいります。

- (イ) 女性営業の拡大

女性ならではの細やかさを活かし、今後の活躍の場を拡大いたします。

- a. 女性総合職の渉外活動を、特性を生かしたものとし、意欲・モチベーションの向上を図ります。
- b. 営業店長や本部も十分な指導・配慮、バックアップを行い、順次後進が生まれてくるよう取り組んでまいります。

カ. 本部・営業店一体となった営業展開（営業店現場に対する後方支援強化）

- (ア) 審査部との案件相談会を更に活用し、融資方針協議による対応の迅速化を図ってまいります。
- (イ) 取引先の問題・課題については、営業店と本部が情報を共有して解決法を検討してまいります。
- (ウ) 業務部融資推進役は、営業店臨店の頻度を高め、営業店からの相談に応じ、取引先企業の問題・課題に応じた融資推進サポートを徹底してまいります（コンサルティング・セールス強化支援等）
- (エ) 営業店に対する本部からの情報提供、営業店からの情報の本部・僚店間の共有、解決手段の提供・助言・サポートに努めてまいります。
- (オ) 融資手続き・管理の更なる円滑化に向けた、融資事務取扱・管理に関する現場指導・本部事務指導を徹底してまいります。

キ. 店頭営業体制の強化

- (ア) 経験豊富な主任クラス職員を中心として、内勤職員による業務推進（預金・年金の増強に向けた店頭セールス・電話セールス、店周訪問活動等）を強化してまいります。

(イ) 来店されたお客様にかかるさまざまな情報について、渉外者・上席者との情報連携を活性化して積極的な営業活動に繋げてまいります。

② 取引先の拡大と収益基盤の増強

取引の裾野を広げるためにも小口新規先の一層の取組み強化を図り、事業先取引先数の増加に努め、核となる大口案件の積上げと相俟って融資残高を伸長し、もって地域における存在感を高めてまいります。

ア. 小口新規事業先の取組み強化

(ア) 「渉外者行動管理要領」に基づく事業性融資アタック先、見込先（1年以内に融資取引の可能性が見込まれる先）への継続訪問を実施いたします。

営業店では日々のヒアリングや毎週金曜日を実施している週末ミーティングにおいて推進状況、成果を確認し、業務部は臨店指導、諸報告により推進状況の実態把握を行い、ヒアリングや営業推進会議において営業店にフィードバックいたします。

融資営業係が事業性新規開拓に専念できるように営業店で効率化を図り、攻める営業体制を構築いたします。

(イ) 旧甲賀郡内店舗においては全事業先を対象とし、都市部、その他店舗においては地域、業種を絞った貸出金の開拓活動を行ってまいります。

イ. 既存重点取引先の管理の徹底

「既存顧客管理要領」に基づき、既存融資先への定例訪問により業況確認、資金需要の発掘を行い、反復融資を推進いたします。

また、他行動向の確認を行い、他行からの肩代わり阻止に注力してまいります

ウ. 適正な利回り確保のための取組みと地域信用組合の特性発揮に向けた貸出金増強

(ア) 取引の裾野を広げるために小口・新規先開拓に注力するとともに、核となる一定のロットがある案件の積上げに取り組んでまいります。

※小口先を重視しながらも、現在の貸出金残高の維持のためには一定のロットのある案件も必要となります。新規開拓した取引先に対しては訪問活動を絶やさず、資金繰りや事業計画を的確に把握し、タイミングよくセールスを行うことで貸出残高を増やしてまいります。

(イ) 正常先融資のみならず、要注意先に対しても安定した金融仲介機能の発揮（保証協会の信用補完機能も有効活用）に取り組んでまいります。

(ウ) 業種別ポートフォリオに関しては、特定業種に偏ることが無いよう、クレジットポリシーに定める最高限度を順守して取り組んでまいります。

エ. 債務者区分のランクアップ推進

取引先の再活性化により貸出金の維持・増強を図るため、営業店でのランクアップ取組みを強化してまいります。

現在、破綻懸念先にかかる不良債権が9割を占めており、この区分に属する取引先をどのようにして支援していくかが重要な課題となっております。このような取引先との対話を重ね、事業者の経営改善支援・再生支援に注力しランクアップ先を増加させてまいります。

オ. 将来の成長を見越した特性発揮のための取組み

(ア) プロジェクト融資・不動産業者への取組み

街づくり、良質な住宅ストック作りに貢献するプロジェクト融資に積極的に取り組んでまいります。また、プロジェクト融資事務取扱手順書に基づいて、適切な取組みを行ってまいります。

(イ) 滋賀県農業信用基金協会の債務保証による農業近代化資金による農業分野への融資推進や地域活性化ファンドへの参加を通しての事業者に対する融資推進に取り組んでまいります。

(ウ) 非金利競争分野の拡大

いたずらな金利競争を避けて適正金利を確保するために創業支援、新規開業支援、経営相談等の支援内容の充実を図り、仮にリスクが高い顧客であっても前向きに取り組む、対応力を高めてまいります。

カ. 個人融資への取組み

中小規模事業者とならび一般個人の組合員も大切な取引先です。顧客の利便性向上、組合員のライフサイクルに応じた福利厚生増大に向け、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。

(ア) 住宅ローンに関しては、組合員の住宅ニーズに柔軟に対応して、保証会社の保証に頼らない住宅ローンの取組みについても拡充してまいります。

(イ) パーソナルローンについても、組合員の生活向上の手助けとなる資金の貸出を拡充してまいります。

- ・「職域金利優遇制度」活用による取引のある事業所従業員に対する個人ローンの積極推進
- ・ネット申込への誘導、ホームページの見直しによる個人ローンの拡大
- ・定期積金訪問による情報収集、資金ニーズの発掘
- ・効果的なキャンペーンの実施
- ・カードローンの推進

③ 金融仲介機能の更なる発揮に向けた融資推進

ア. 担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）した貸出を増強してまいります。

特に担保・保証がなくても事業に将来性がある事業先や足下の信用力は高くはないが地域になくはない事業先等への取組みを強化してまいります。

(ア) 事業性評価のため、これまで以上に、取引先の事業について深く調査・分析を行ってまいります。

- (イ) 決算書による定量分析のみならず、「ヒト」「モノ」「カネ」、「情報」を含めた多面的な視点で、将来の見通しまで捉え、企業の実態を把握して適正な事業性評価に基づく推進・審査体制を整えてまいります。
- (ウ) 事業性評価の過程で把握した情報に基づき、コンサルティング機能を発揮しつつ融資の推進を図ってまいります。
- (エ) 営業店評価におけるウエイトを高めて取組み意欲を高めてまいります。

イ. 企業価値向上に向けたコンサルティング機能の強化のための方策

- (ア) 取引先事業者のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援に向けた取組みを、本部からの情報提供等も含めて組織的・継続的に実施してまいります。
- (イ) 取引先との対話ツール（経産省ローカルベンチマーク）を用いて、顧客の事業計画や課題等を把握し、相談や提案等を行ってまいります。担当者と上席者、営業店と本部支援部署間で情報を共有して取引先支援等に向けて連携してまいります。
- (ウ) より専門的なノウハウを必要とする場合は、外部機関や弁護士・税理士・中小企業診断士等と連携して対応してまいります。
- (エ) 組合内では取引先事業者の情報を共有化し、推進・管理面で有効活用してまいります。
- (オ) 事業支援グループのノウハウの職員への円滑な承継を図ってまいります。

④ 役務収益の増強

役務収支については、近年マイナス基調となっておりますが、資金利鞘が縮小するなか、中長期的には役務費用をカバーする方向で、役務収益を増やしてまいります。保険商品の販売強化を中心に、遺言代用信託はじめ顧客ニーズに基づく商品の取扱い拡充により、役務収益の増加を図ってまいります。推進方法としては以下のとおり取り組んでまいります。

- ア. 渉外係による訪問セールス・窓口セールス・内勤者の電話セールス等、営業推進体制を強化して取り組んでまいります。
- イ. 保険商品「しんくみホッとプラン」の獲得キャンペーンを毎年 7 月～8 月に実施し、手数料収入の増加を図ってまいります。
- ウ. 定期的に月払いタイプの保険商品の販売キャンペーンを実施いたします。
- エ. 保険商品の販売増強のため、コンプライアンス遵守に重点を置き、研修や勉強会を実施し、生保募集人継続教育研修、保険代理店研修等に注力いたします。

⑤ 安定した資金確保のための預金推進

融資の増強を支えるためには預金の増強も重要な課題となってきております。

ア. 年金振込先の増強

年金相談日、年金友の会「信悠クラブ」の特典、セコムとのホームセキュリティアドバイス提携等により推進活動を強化し、受給者を増やしてまいります。

イ. 給与振込先の増加・生活口座の獲得

日ごろから、新卒者等給振見込者情報をストックし着実な推進を行ってまいります。

ウ．取引先の訪問強化、相談活動

定期積金先訪問や、定期預金期日管理、その他目的訪問により計画的に取引先を訪問し、訪問先でのF P活動も含め顧客との信頼関係を強化してまいります。

⑥ 効率的な余資運用

有価証券に関しては、過度にリスクを取ることを無いうように安全性・流動性の高い方法で運用してまいります。

しかしながら、当組合の場合、運用期間の短い債券や預け金が多い分、マイナス金利の影響が大きいことから、収益性の低下を極力抑制するため、有価証券と預け金の比率を変えていくなど効率的な資金運用に努めてまいります。

運用方針の策定や新たな商品での運用については、全信組連の助言等を受けALM委員会にて協議するなど、適切な運用に心掛けてまいります。

(2) 人材育成の強化

(基本方針)

当組合は、これまで人材育成を最重要課題の一つとして取り組んで来ました。人材育成は永続的課題であり、一朝一夕には成し得ないとは考えますが、経営強化計画の第2ステージとして、その成果が目に見えるものとなるよう取り組んでまいります。

「融資が出来る人材育成」に関しては、既存の「人材育成プラン」や「渉外担当者育成カリキュラム」を元に体系的・具体的に到達目標とタイムスケジュールを徹底して取り組んでまいります。

特に渉外担当者にあっては、外部人材の協力も得ながらこの3年間で事業性融資の実行が出来るよう取り組んでまいります。

時代が急速に変化するなか、受け身ではなく、職員自ら考えて変革する力を身につけるように引き続きサポートしてまいります。

① 早期人材育成の目標設定と体系化

現状分析を十分に行ったうえで、次の改善事項に取り組んでまいります。

ア．当組合の「人材育成プラン」の4つの柱である「研修」・「O J T」・「通信教育」・「検定試験」を進め、若手職員の計画的な育成とスキル向上に努め、自己の成長が実感できることによる定着率の向上に努めてまいります。

イ．営業支援グループによる若手渉外者に対する帯同訪問、マン・ツー・マン指導による営業マナー、基礎業務、対顧客コミュニケーション能力の向上に加え基礎的な事業性融資を教えることによる早期戦力化に取り組んでまいります。

※事業性融資の一連の取扱いが出来るまで、営業支援グループによる定期的な研修を実施し、申込の受付、融資判断、条件交渉、稟議、説明、事後管理等が出来るように努めてまいります。

ウ．個々の職員への指導内容については、営業支援グループ臨店による帯同訪問結果や課題、成長度合を連絡表により営業店と本部が情報共有し、適切な指導にあたるように努めてまいります。

エ．外部人材の豊富な経験を活かし、配属店舗の渉外者に対するOJT指導や情報交換会・研修会を通して、限られた期間で、できるだけ多くの渉外者が事業性融資の推進方法やノウハウの習得を着実に行ってまいります。

オ．基本的な融資事務管理能力の向上に向け、本部からの指導・OJTに努めてまいります。

カ．資格要件に応じた検定試験資格取得に向け、休日を利用した受験指導研修等により早期合格を指導・サポートするよう取り組んでまいります。

② コンサルティング機能強化のための人材育成策

ア．研修（外部・内部講師）において、コンサルティング機能強化のための研修を計画的に入れてまいります。保証協会・外部機関との連携を強化し、具体的・実践的な知識・ノウハウを吸収してまいります。

イ．「金融仲介機能のベンチマーク」に基づき、ローカルベンチマークを用いた顧客との対話により経営上の問題・課題を把握し、経営改善に向けた営業店指導を行ってまいります。

ウ．通信教育にコンサルティング機能の強化に関連する講座を必須若しくは奨励講座として取り入れてまいります。

エ．外部人材によるOJTの活用によりノウハウを吸収し、更には信用組合としての独自性を付加するなどして特色のある人材を育ててまいります。

オ．職位に応じて信用組合職務能力検定試験及び金融業務能力検定試験の段階的合格を義務付けて基本的な能力を確保しておりますが、コンサルティング機能の強化に向けより幅広い知識を持つため、FP技能士はじめ、各種検定試験・国家資格取得の奨励も行ってまいります。

カ．実績のある支店長経験者・再雇用者の起用

コンサルティング営業や、経営改善支援等において豊富な経験や知識を生かして活躍できるよう制度面や体制を整えてまいります。

キ．事業支援グループによるOJT、後継者育成

高度な専門性や外部との繋がりを持つ事業支援グループのノウハウを多くの職員が受け継ぎ、より広範な取引先支援活動に取り組んでまいります。

※中・長期的には、「取引先の事業性評価に基づく融資（財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価して行う融資）推進が出来る、経営の課題・問題点を発見し、解決に向けた助言や提案が出来、貸出の提案に結びつけることが出来る、ただし、取引先や組合の利益・信用をしっかりと斟酌した取組みが出来る」人材をより多く育成します。

③ 人材の有効活用と組織の活性化

ア. 定年退職者に対する働きがいのある職場として活躍の機会を提供することで活力を引き出すことにより、全職員のモチベーションアップに繋げてまいります。そのためには、高齢者の経験と知恵を行かした職務設定が不可欠となりますが、当面は中間層の人材不足に対応するため、部店運営上必要な人材は定年後も特別措置として役職位を委嘱し、モチベーションを保つようライン職として部店運営に参画させる予定としております。組合の発展や後輩の育成に向け、今までの経験を活かした指導によりモチベーションの向上に繋げてまいります。

イ. 女性の活躍の場を広げ、内在する可能性を引き出してまいります。そのためにも女性総合職が一般職に比して魅力あるものとし、総合職を増加させてまいります。総合職としての定着化を図るため、組織的なバックアップ体制・サポート体制を強化してまいります。

- ・ 29年度は女性の総合職職員を1名採用しており、次年度以降も男女を問わず総合職職員として採用を行ってまいります。
- ・ 女性総合職職員の会議（ミーティング）を定期的で開催し、各自の持つ問題点等を共有し、課題点の解決に向け協議し定着化を図ってまいります。

④ 自発的に成長・挑戦し続ける人材の育成

ア. 成長し続ける職員・自ら考え行動できる職員づくり

(ア) 個別キャリアプランの策定支援

短期・中期・長期に向けた人材育成・体系的な研修プログラム・能力向上施策を策定し、各自が目標を持ったキャリアプランを描けるように対応してまいります。

(人事制度との連動)

(イ) 成功体験を次の行動の動機付けとなるように業績評価や人事考課と連動を図ってまいります。

(ウ) 組合として長時間労働の徹底した改善に取組み、職員の健康と時間を確保し、顧客のため・自分のため・組合のための自己啓発を督励してまいります。

イ. 定年退職後再雇用者の能力発揮

(ア) 定年退職後も意識が高く、組合発展に貢献していく職員については、現在一定条件としている給与や勤務体系等処遇を見直してまいります（人事考課・目標管理を適用）。

(イ) 中・高齢者向けの再教育等、生涯現役を前提とした教育・訓練実施に取り組んでまいります。

(3) 信用リスク管理の一層の強化

① 審査・管理体制の強化

ア. 貸出審査の厳格化

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）を制定し、「貸出金信用リスク管理規程」に基づき、融資の基本原則に則った審査に努め、特定業種や特定先への融

資の偏りが起こらないように、管理体制を整備し、業種別貸出金残高や大口融資先の管理を行い、審査部から役員への定例報告を行っております。

不動産プロジェクト融資については、「不動産プロジェクト融資取扱手順書」を定めて研修会の場で指導を徹底するなど、取扱いの厳格化を行っており、審査管理手法の改善・向上に努めております。

また、「融資事務決裁規程（審査会規程）」等に基づき、審査会を設置しており、信用リスクの相対的に大きい要管理先・破綻懸念先の融資先や一定与信額以上の大口与信先に対する新規融資及び貸付条件の変更について、厳格な審査に努めております。

今後も、経営陣が率先して、現状の信用リスク管理態勢を検証し、更なる態勢の強化策を検討、実行していくことにより、営業店や審査部による案件審査や与信管理の充実も含めた、組合全体としてのリスク管理能力の向上に取り組み、新たな不良債権の発生の抑制に取り組んでまいります。

イ．取引先管理の充実

現在、理事長、担当役員、審査部及び事業支援グループが、毎月 1 回の頻度で定例会を開催し、要注意先以下で個別対応が必要な取引先への取組方針を協議・確認しており、当該管理方針に基づき営業店に対する指導や取引先管理に当たっております。また、審査部職員による営業店臨店を実施し、大口（50 百万円以上）与信先の業況把握に努めております。取引先の日常の業況の管理は進んで来ましたが、債務者の実態を踏まえた分析や改善提案については、今後の課題となっております。今後も取組方針及びクレジット・ラインの設定等、各種施策を定着化させ、管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

また、担当役員及び審査部において、取引先の業況等を検証のうえ、管理強化が必要と考えられる先の業況管理につきましては、本部所管部署である事業支援グループと審査部、営業店が連携し一層の管理強化を図ってまいります。更に、信用リスク管理の強化のため、従来からシステム化を進めており、平成 25 年度までに、不動産担保管理システム、決算書リーディングシステム、信用格付システム、自己査定システム、貸倒実績率算定システム、債権償却引当管理システム等を導入いたしました。信用リスク計量化システムについても試行を重ね、平成 29 年度より本格的な運用を開始する予定としております。

なお、審査部の審査・管理体制の強化のため、平成 27 年 4 月より、審査部担当者を増員しているほか、営業店現場及び本部経験豊富なスタッフにより体制を強化し、取引先管理の充実に努めております。

ウ．営業店の審査・管理能力向上

これまで、営業店による取組方針及びクレジット・ラインの設定や自己査定のほか、審査部による案件審査を通じた指導や案件相談、事業支援グループの臨店による取引先管理の指導などに努めてまいりました。引き続き臨店指導などを通じて、営業店の審査・管理能力の向上を図ってまいります。

各種の研修も実施しておりますが、今後も定期的、体系的に融資審査能力向上のための研修を行ってまいります。

また、融資事務管理の強化のため、事務指導通牒の発信と併せ、審査部の個別指導、臨店時の指導、営業店現場でのOJT指導を徹底してまいります。

② 経営陣の牽制機能の充実

従来から、理事会等に対しては、信用リスク管理態勢に係る500百万円超の大口与信先について定例的に報告を行っており、今後も継続して実施してまいります。また、経営陣（代表理事）は、信用リスク管理部門（審査部）の態勢の強化を図っているほか、審査担当役員は、大口与信先の実態把握を事業支援グループに指示するなど、管理強化に努めております。今後も引き続き、債務者の実態を的確に把握・報告させることにより審査会において十分な審議を行い、経営陣による更なる牽制機能の充実に努めてまいります。

③ 経営改善等支援の取組強化を通じた不良債権化の防止

平成25年3月末の金融円滑化法終了後においても金融円滑化管理方針に基づき従来と同様の条件変更等の対応を継続しております。特に重点的な対応が必要な取引先に対しては、専担組織として事業支援グループを設置し、特定の債務者の抜本的な事業再生や経営改善支援等顧客の価値向上に向けた取組みを行っております。今後も、審査部と事業支援グループが連携し、営業店の指導・サポートをするなかで、中小規模事業者に対する支援を強化して財務状況の改善を図り、不良債権化を未然に防止してまいります。

④ 不良債権の圧縮

ランクアップへの取組み（前記のとおり）や償却済債権の売却等によりバランスシート上においても税務上においても実質的に不良債権を圧縮してまいります。

前強化計画期間中において、債権売却を実施し、償却済みの不良債権の圧縮を図っております。今後保証履行交渉等の終了した案件については、債権売却又は直接償却により滞留不良債権処理を進めてまいります。貸借対照表上の不良債権についても、「延滞債権管理要領」に基づく延滞債権の管理回収などの取組みにより延滞の未然防止・解消に努めており、事業の持続可能性が見込まれない先については回収を進め、不良債権の一層の圧縮に努めてまいります。

(4) 経営の効率化

当組合は、平成15年3月に策定した経営健全化計画の段階から、経営の効率化に向け、ローコスト体制へ移行するとともに、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効活用することにより、お客様の期待に応える質の高い金融サービスの提供に取り組んでまいりました。コストの削減は計画以上に進んでおりますが、マイナス金利下、想定以上に資金利鞘が縮小しており、利益目標の達成のためには、更に徹底した合理化・効率化による経費削減の必要に迫られております。

① 戦略的・効率的な要員体制

現在、職員の年齢構成上、定年（60歳）前後の職員が圧倒的に多く、今後60歳以上の再雇用者が大きく増加します。一方、過去の経緯から中堅層が非常に薄く、将来のためには新規採用が欠かせないことから、一時的に職員数はやや増加しております。

このようななか、生産性を向上させるためには、事務や業務内容について大幅に効率化を図ることが不可欠となってまいります。事務の合理化を図り、内勤・本部事務については、組織としての適正人員化を推進し、一方で、営業力を強化していく必要があります。そのために、上述のとおり、再雇用者を中心とした中高年齢者の職務開発と有効活用、女性職員の営業力強化に取り組んでまいります。また、経営管理にかかる部分で本部機能を更に強化する必要はありますが、データ入力や事務処理等、作業的なものは極力省力化し、固定コストの削減に取り組んでまいります。

【要員・人件費計画】

(人、百万円、%)

	29/3期 実績	30/3期 計画	31/3期 計画	32/3期 計画
常勤役職員数	164	160	160	160
人件費	898	895	885	875
業務粗利益人件費率	55.06	57.97	57.93	55.68

② 営業店事務の効率化・合理化推進

生産性の向上のためには、組織としての適正人員化と営業力の強化が鍵となってきますが、そのためには、事務の効率化が不可欠であると考えております。事務処理について、新たな制度への対応を進めつつ、事務処理体系を見直し、熟練者でなくともより少ない人数で正確・迅速な処理が可能ないように変えていく必要があります。お客様の待ち時間短縮・負担軽減等のサービス向上や職員の事務負担の軽減によるコスト削減に向け、相互牽制を確保しつつ、シンプルかつ確実な管理体制に取り組んでまいります。

規程や手順書をお客様本位と事務の効率化の観点から抜本的に見直してまいります。

職員の事務知識のレベルアップによりミス、不備の減少を図るとともに事務処理フローや手順書の見直しなど、根本的に事務ミスを起こさない仕組みづくりを進めてまいります。

③ 物件費の抑制

従前から、役職員全員で大幅な物件費削減に取り組んできておりますが、お取引先の利便性を確保しつつ、一部業務の見直しも検討し、間接費コスト等については徹底した削減を図ってまいります。

一方では、店舗の安全性確保の面から、耐震診断結果に基づき、補強又は建替え等の対応についてはスケジュールに則り鋭意進めてまいります。

当組合は全国信組共同センターに加盟しております。勘定系システムのみならず、同センターが提供する様々なサブシステムを利用しておりますが、追加コストを抑えながら経営・業務の効率化を図ってまいります。

【物件費計画】

(百万円)

	29/3 期 実績	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画
物件費	531	503	491	494
うち機械化関連	178	170	166	167
除く機械化関連	352	333	325	327

(5) 経営強化計画の確実な履行体制の構築

① 統括管理部署

経営企画部を統括管理部署とし、本計画における各種施策の進捗状況の管理を行ってまいります。

なお、施策の企画・立案は経営企画部内に設置している「経営強化企画推進室」が行います。

② P D C A サイクルによる管理

各種施策の実施状況管理につきましては、「P D C A」サイクルにより管理してまいります。

P (Plan) 経営強化企画推進室による各種施策の企画・立案

D (Do) 本部各部並びに営業店による各施策の実行

C (Check) 経営強化計画進捗管理委員会による計画の進捗管理及び各施策の検証

A (Act) 経営強化企画推進室による改善策の検討並びに立案

V. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の強化

① 経営監視・牽制の適正化

当組合は、ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事は、それぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割を認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めてまいります。

② 監査体制の強化

従来の規程や要領等を整備するなど、事務処理等の問題点を発見・指摘するだけの「検査」から、内部管理態勢の有効性や適切性を検証し改善方法の提言等も行う「監査」への移行に取り組んでおり、今後も、専門性を有する人材の育成・登用などを通じて監査態勢の整備に努めてまいります。

③ 経営の客観性・透明性の向上

本計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年1回の全国信用組合監査機構監査を受査してまいります。

④ 経営陣のリーダーシップの発揮

ア. 経営方針の周知

経営方針については、本経営強化計画として定めるところですが、部店長会（年間3回程度開催）において理事長から経営の現状と課題を適時適切に周知するとともに、幹部職員が自ら考え行動することの重要性を徹底してまいりました。今後も職員への経営方針の周知と徹底を図ってまいります。

イ. 職員意見の吸い上げ

理事長をはじめ役員が臨店する場合や、監査部の臨店監査及び業務部融資推進役等本部スタッフの営業店臨店の際に、現場の意見を吸い上げることにより、経営管理態勢の強化と職場の活性化に取り組んでまいります。

また、常時職員の意見を吸い上げる仕組みとして、組合内の情報システムを活用した「提案箱」の制度も設けております。

2. リスク管理の体制の強化のための方策

(1) 統合的リスク管理態勢

業務全般に内在する各種リスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを経営体力（自己資本）と比較・対照することにより業務の健全性を確保することを目的に、平成19年に「統合的リスク管理規程」を制定し、統合的リスク管理に取り組んでまいりましたが、今後も、同規程に基づき適正な管理に努めてまいります。

また、平成27年5月からはALM委員会を原則毎月開催し、市場動向の報告や、市場リスクの把握、余資運用の状況について協議等を行っているほか、毎年度リスク管理の基本方針を策定して、各種リスク管理に努めております。

(2) 信用リスク管理態勢

信用リスク管理態勢の整備については、従来から次のような取り組みを行ってまいりましたが、取引先の管理においては実態を十分に把握できていない事例も散見されること

から、今後も確実に履行し、管理態勢の一層の強化に努めてまいります。

- ・ 信用リスク管理の要である融資審査に当たっては、与信に関する基本方針（クレジット・ポリシー）、貸出金信用リスク管理規程、営業店業務規程、融資事務決裁規程、店長権限内貸出規程等に則り、安全性・収益性・成長性・流動性・公共性の5原則を基本としてまいりました。
- ・ 一定基準の債務者については、毎年、債務者毎に「取組方針」と「クレジット・ライン」を定め、その遵守を指導してまいりました。
- ・ 四半期毎に、貸出金の業種別・金額階層別ポートフォリオを確認し経営陣に報告するなど、特定業種への集中と大口化の防止にも努めてまいりました。更に28年度からは審査部による大口与信先の臨店指導も実施しております。
- ・ 不動産プロジェクト融資における審査管理体制強化に向け、「不動産プロジェクト融資取扱手順書」を定めて取扱いの厳格化を行っており、審査管理手法の改善・向上に努めてまいります。

また、前述（Ⅲ. 2. (2) ① イ.）のとおり、これまでも各種システムを導入してまいりましたが、今後は、信用リスク計量化システムの本格的稼働を進めてまいります。

(3) 市場リスク管理態勢

当組合は、過去、リーマンショックによる株式相場の急激な下落により保有有価証券の評価損が拡大した経験から、経営健全化計画において、価格変動性の高い商品は購入しない、安定的な利息収入の確保を目的に国債・地方債・社債等を中心とした運用を行うとの方針を定め、平成21年度以降はこの方針に沿って有価証券運用を行ってまいりました。平成26年12月に公的資金を受けた際には、価格変動性の高い債券については売却し、更なる安定運用に努めてまいりました。また、平成27年5月から原則毎月ALM委員会を開催し、余資の運用状況や、市場リスクについての認識を共有・協議する場としてまいりました。

今後も、自己資本に対して過大なリスクを取ることが無いよう、上記の方針や有価証券運用及び市場リスク管理に関する諸規程等に基づき、適正な運用とリスク管理に努めてまいります。

(4) 流動性リスク管理態勢

流動性リスクの管理手続き及び流動性懸念時・危機時における対応を定める「流動性リスク管理規程」を制定し、預金や貸出金の動向を随時チェックするとともに、資金繰りに万全を期すため、支払準備資産の維持・確保に努めております。支払準備資産の状況についても毎月ALM委員会へ報告を行っております。

今後も、同様の態勢により流動性リスクの管理に努めてまいります。

(5) オペレーショナル・リスク管理態勢

対象リスクである事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについては、それぞれの所管部署が管理すべきリスクを特定し、発

生する可能性及び影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っております。不適切な事務取扱い等は苦情やトラブルの原因となり、地域の皆様の信用を失う結果に繋がりにかねず、更に厳格な管理態勢が必要と考えております。

特に事務リスクについては、各種研修会・臨店指導等の取組みにより正確な事務への取組みを指導し、店内検査の厳格な実施によりその低減に努めております。システムリスクに関しては、サイバー攻撃に対する対策（セキュリティーの強化）や各種システムダウンへの対応訓練の実施等に取り組んでまいります。

今後、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、法務リスク管理規程等に基づき、各リスクの発生防止と極小化を図り、経営の維持・安定化に努めてまいります。

3. 法令遵守の体制の強化のための方策

(1) 法令等遵守態勢

法令等遵守を組合経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの基本方針や行動指針等を内容とする「コンプライアンス・マニュアル」を平成12年に策定し、以来、本マニュアルに基づき法令等遵守態勢の整備に努めております。

組織体制としては、理事長をコンプライアンス最高責任者とし、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、営業店及び本部各部にコンプライアンス担当者を置き、相互に連携を取りながら、全役職員がコンプライアンスの実践に取り組んでおります。

運営面では、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年度期初にコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき部店内勉強会やOJT指導などの活動を行っております。なお、コンプライアンス・プログラムの進捗状況については、上期・下期を基準として理事会へ報告しております。

地域に根ざした金融機関として、当組合が組合員の皆様やお客様からゆるぎない「信頼」を確保するため、今後ともコンプライアンス重視の経営を行ってまいります。

(2) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応につきましても、法令等遵守態勢の一環として、コンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固これと対決します。」と定め、「反社会的勢力に対する基本ポリシー」を定めています。

平成27年8月には、信組情報サービス(株)の提供する「顧客確認システム」を導入しており、全銀協反社情報データと当組合の取引先の全件突合を実施するなど、反社会的勢力のチェックの精度向上を図ってまいりました。

引き続き、運用面の充実を図り、万一反社会的勢力との一定の取引の存在が明らかになった場合や、役職員が反社会的勢力と接触をもって問題に巻き込まれたり、不当な要求を受けたりした場合には、現状を的確に把握したうえで、弁護士・警察当局等とも連携して対応を図ってまいります。

(3) 顧客保護等管理態勢の構築

お客様の保護及び利便性の向上を図り、業務の健全性及び適切性の確立を目的として、顧客保護等に係る規程類を制定し、態勢の整備に努めております。

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、「お客様相談室」を設置し、取引に係る苦情等を受け付けております。

インターネットバンキングにおいては、サイバーセキュリティ対策を進め、ワンタイムパスワードの導入等機能追加を行い、渉外者や窓口を通してお客様に対して周知を行っております。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺を根絶するため、滋賀県警察と当組合を含め県内に本店を置く金融機関との間で、金融機関の窓口で高額な現金取引を希望される高齢者の方々に対して、預金小切手による取引をお願いする「預手プラン」の運用を行っております。今後とも、顧客サポート等の適切性及び充分性を確保し実効性のあるものとすべく取り組んでまいります。

4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(1) 全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査

経営に対する評価の客観性を確保するため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に1回の全国信用組合監査機構監査を受査いたします。

これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります。

(2) 経営諮問会議

経営の客観性・透明性を確保するため、当組合の経営戦略及び経営強化に向けての各種取組みの進捗を監視することを目的として、外部有識者等で構成される「経営諮問会議」を平成27年9月に設置し、半期に1回定期的に開催しております。

当会議につきましては、経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としております。今後も客観的な立場で評価・助言をいただき、経営に適切に反映してまいります。

5. 情報開示の充実のための方策

当組合は、情報開示に関する基本方針として、平成26年12月に「ディスクロージャー・ポリシー（情報に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示に努めております。

ディスクロージャー誌においても、引き続き、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況を始め、地域貢献に関する情報等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように作成し、店頭に備え置く他、当組合のホームページ上など、広く開示してまいります。

VI. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域に

おける経済の活性化に資するための方針

(1) 地域の現状

当組合の営業地域である滋賀県の経済情勢は、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされており、個人消費や生産活動は一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しつつあり、雇用情勢も改善しています。また、企業収益は増益見通しであり、全体としては緩やかに持ち直しつつある状況にあります（財務省近畿財務局大津財務事務所：平成28年1月「滋賀県内経済情勢報告」）。

しかし、中小規模事業者にとっては、小売業を中心に依然として厳しい経済環境が続いており、資金繰りの厳しい事業者の中には、更なる経営改善・再生支援を求める事業者もあります。

県内の都市部では、企業の進出や新事業の開発があり、地域経済も活発になっていますが、当組合が長年本店を置き、活動の中心としてきた地縁・人縁の強い旧甲賀郡の地域では、企業の進出も一部あるものの、地域経済の回復は遅れ気味となっております。

(2) 基本方針

こうした環境の下、当組合においては、地域の中小規模事業者に対して、その活性化・発展のために円滑な信用供与に努めてまいりましたが、最近の経済環境下では資金供給のみに依存した従来型の支援だけでは十分でない状況となっており、地域の中小規模事業者が抱えるさまざまな経営上の課題・問題点の解決に向けた支援が不可欠となってきました。

このような観点から、取引先の経営改善・事業再生への支援は、非常に重要な課題と考えており、前述のとおり、金融円滑化法終了後においても金融円滑化管理方針に基づき従来と同様の対応を継続してまいりました。

特に重点的な対応が必要な取引先に対しては、事業支援グループが事業再生や経営改善支援に当たっております。同グループが関与しない先については、審査部が営業店に指示を出しながら業況管理等に努めておりますが、引き続き、地方公共団体や各種支援団体（滋賀県産業支援プラザ、滋賀県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会・商工会議所、滋賀県中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構等）と連携を取り、取引先の経営改善や事業再生支援に向けた取組みについて、体制面での充実強化を図ってまいります。

併せて前記の重点施策に掲げるとおり、コンサルティング機能強化に向けた人材育成の強化に努めてまいります。

【中小規模事業者向け貸出計画】

(単位：百万円、%)

	26/3 期 実績	27/3 期 実績	28/3 期 実績	29/3 期 実績	29/9 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	34,580	36,650	39,671	41,120	41,420
総資産	125,291	127,608	128,802	133,226	134,028
中小規模事業者向け貸出比率	27.59	28.72	30.79	30.86	30.90

	30/3 期 計画	30/9 期 計画	31/3 期 計画	31/9 期 計画	32/3 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	41,800	42,100	42,500	42,800	43,200
総資産	132,830	133,311	131,793	131,735	129,678
中小規模事業者向け貸出比率	31.46	31.58	32.24	32.48	33.31

(注) 1. 中小規模事業者向け貸出比率＝中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産

2. 中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第 1 号における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除いたもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る S P C 向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

【経営改善等支援取組計画】

(単位：先、%)

	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 実績	29/3期 実績	29/9期 計画
経営改善等支援取組先数	440	482	509	577	583
創業・新事業開拓支援先	6	3	9	19	8
経営相談先	179	187	194	203	205
早期事業再生支援先	6	10	2	3	5
事業承継支援先	1	2	0	0	1
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	248	280	304	352	364
期初債務者数	1,516	1,597	1,603	1,600	1,615
支援取組率	29.02	30.18	31.75	36.06	36.09

	30/3期 計画	30/9期 計画	31/3期 計画	31/9期 計画	32/3期 計画
経営改善等支援取組先数	589	597	605	612	619
創業・新事業開拓支援先	5	4	4	3	3
経営相談先	210	213	215	218	220
早期事業再生支援先	5	5	5	5	5
事業承継支援先	1	1	1	1	1
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	368	374	380	385	390
期初債務者数	1,615	1,630	1,630	1,645	1,645
支援取組率	36.47	36.62	37.11	37.20	37.62

(注)1. 期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人（住宅・消費・納税資金等）」を総債務者数から除いた数といたします。

2. 「経営改善等支援取組先」は以下の取組先といたします。

(1) 創業・新事業開拓支援先

新規事業の開設資金を支援した先。創業・新事業開拓関連融資制度（当組合の提携先・地方公共団体・保証協会等）を利用した先

(2) 経営相談先

経営改善指導に係る助言等を行っている先

(3) 早期事業再生支援先

審査部・事業支援グループの指導により抜本的な条件変更対応により経営改善支援を行った先

(4) 事業承継支援先

事業承継に係る相談に対し助言等を行った先

(5) 担保・保証に過度に依存しない融資推進先

「事業者サポートローン」の貸出総先数

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制整備のための方策

① 円滑な信用供与体制に向けた体制の整備

「営業推進会議」の機能強化により、組合一丸となった営業推進体制の強化、地域特性に応じた営業店戦略の策定、具体的な推進施策の立案、推進指導等を通して、信用供与体制の整備を図っております。

営業店においては、営業店長の率先した融資推進活動とともに渉外担当者が事業性融資増強に向けた訪問活動ができる時間を確保するために効率化を図り、「渉外者行動管理要領」に基づいた訪問活動により情報収集、提案セールスを一層徹底いたします。

② 経営改善等支援の取組みに向けた体制の整備

当組合は「経営革新等支援機関」としての認定を受けており、審査部に、金融円滑化推進室を設置したほか、事業再生支援等の専任組織として「事業支援グループ」を設置しております。事業支援グループでは、支援先の経営課題の分析・把握、経営改善の取組みのための方策の企画・立案、経営改善計画の策定支援などについて、必要に応じ滋賀県中小企業再生支援協議会など外部の専門家等の協力も得て取り組んでおります。

経営改善計画の策定に係る研修については、認定支援機関向け研修はじめ各種のセミナー・研修会に参加し、内部研修とも併せて営業店職員に対して経営改善計画策定が出来る指導を行うとともに、営業店毎に経営改善支援を実施する事業再生先の目標設定をさせ、能動的・自主的な対応を図っております。また、地方公共団体や各種支援団体（滋賀県産業支援プラザ、滋賀県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会・商工会議所、滋賀県中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構等）と連携を取り、取引先の経営改善や事業再生支援に向けた取組みについて、体制面での充実強化を図っております。今後も、認定支援機関として経営改善等支援の活動を一層強化し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

③ 信用供与の実施状況を検証するための体制

引き続き、経営企画部が本計画の各種施策の進捗状況の管理を統括するとともに、理事長を委員長とする「経営強化計画進捗管理委員会」を1か月に1回以上開催し、本計画の取組状況を把握するとともに、本部の指導内容の適切性を検証し、必要に応じ改善を指導することにより、本計画の実効性を確保してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

① 「債権譲渡担保融資」の促進

平成27年5月に「滋賀健康創生金融サポート推進事業」において、滋賀県信用保証協会の「流動資産担保融資保証（ABL保証）」を利用した「健康創生産業の振興に関する協定」を県・保証協会・当組合と締結しております。引き続きABL保証を活用した融資を推し進めてまいります。

他方、前計画期間中、保証会社を利用した「トラック担保ローン」の取扱いを開始しており、またプロパー融資において債権譲渡担保設定契約・集合動産譲渡担保権設定契約を締結するなど、多様な方法で取組みを行ってまいります。

② 「経営者保証ガイドライン」の活用

「経営者保証ガイドライン」を踏まえ、連帯保証人徴求について、連帯保証人徴求時の説明内容の徹底と指導を図っております。今後とも事業価値を見極めながら過度な保証に依存しない資金供給を行うことで、中小規模事業者を支援してまいります。

③ 小口無担保ローンの開発・推進

中小規模事業者との取引拡大のため、従来から「事業者サポートローン（活力）」等の小口無担保ローンの商品の開発・推進に取り組んでおりますが、平成 27 年 6 月に商品性の見直しを実施し、今まで以上に幅広いお客様の資金ニーズに応えられる商品として推進を図っております。今後とも取引先の資金繰りニーズにマッチした小口無担保ローンの開発・推進を図ってまいります。

(3) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

① 中小規模事業者等向け商品の販売促進及び新商品の開発

当組合では、取引先の資金繰りをサポートし、中小規模事業者等の事業発展に向けて長期的に安定した資金調達が可能となる商品を提供してまいりました。

今後とも、適切かつ円滑な資金供給や金融サービスの提供を継続すべく、「事業者サポートローン（活力）」の取扱いを拡大してまいります。

また、急な資金需要にも機動的に対応できるよう、平成 28 年 9 月から、「大型当座貸越」の取扱いを開始しております。

② 経営改善等支援の取組み強化

ア. コンサルティング機能の向上

中小規模事業者に対するコンサルティング機能発揮のためには、職員の能力向上が必要不可欠です。このため、外部研修や内部研修を計画的に実施し、OJTや通信教育、自己啓発等をとおして人材育成を進め、またコンサルティング業務に対して実績のある支店長経験者・再雇用者の起用等により、組合全体のコンサルティング能力の向上に努めてまいります。

イ. 中小企業再生支援協議会等外部団体及び外部専門家の活用

これまでも滋賀県中小企業再生支援協議会や滋賀県信用保証協会等と連携し、中小規模事業者等の事業再生に取り組んでまいりました。

今後は、滋賀県産業支援プラザと連携した取組みについても検討するほか、外部機関等と積極的な情報交換を行うなど、連携を強化するとともに、研修の実施により外部機関等の活用に係る理解度を深め、迅速な事業再生に取り組んでまいります。

ウ．事業再生ファンドの活用

これまで活用した実績はありませんが、当組合と滋賀県中小企業再生支援協議会及び滋賀県信用保証協会が連携して、「しが事業再生支援ファンド」を活用することにより、事業再生に向けた支援を積極的に行い地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、信用組合業界の事業再生ファンドである「しんくみ리카バリ」についても活用してまいります。

3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者においては、経営者の高齢化、後継者不在問題及び収益性の悪化等による廃業の増加が懸念されており、創業支援や新事業開拓の重要性が高まっております。

前計画期間中、中小企業基盤整備機構が主催する研修会に参加し、日本政策金融公庫と創業支援、業務全般について連携の覚書を締結・事例勉強会を実施するなど、創業支援の機能強化に向けて取り組んでおります。

営業推進会議でも事例発表を行い、全店挙げての創業支援や新事業開拓への取組みを進めております。今後とも創業予定者及び新事業開拓に取り組む事業者に対する相談業務を強化するため、外部研修等への職員の派遣などを継続的に実施してまいります。

(2) 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者が抱える経営の問題は、単なる景気の良し悪しを超えて多岐にわたり、日常業務に追われる中、解決方法を見出せず苦悩する企業が増えております。

当組合は、少しでも取引先の問題解決のお役に立ちたいと考えております。個々の担当者のコンサルティング能力の向上への取組みはもちろんのこと、営業店、審査部、事業支援グループ、業務部が一体となった対応の中で、必要に応じて中小企業再生支援協議会などの第三者機関に繋いでいくなど、外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、営業店と本部が一体となって取引先の問題解決に資するサポートに取り組んでまいります。取引先からの相談については、もてる力を可能な限り発揮して、丁寧な検討・対応を行ってまいります。また、営業店・顧客・顧問税理士との間で問題点を共有しながら経営支援に向けた取組みができる態勢へ持ち込む入り口の施策を検討してまいります。

(3) 早期の事業再生に資する方策

業況悪化の兆候は、営業店での業況管理や延滞先の管理、定期的な財務諸表の取入れ等により把握していますが、対応が早いほど、確実な改善が見込めることから、今後は、審査部による臨店と併せ実態把握をよりの確に行うよう営業店を指導してまいります。経営改善計画との乖離が大きい先については、営業店でまず対策を検討のうえ、審査部・事業支援グループに相談を行うことで、営業店と本部が連携し、一層の早期の経営改善支援に取り組んでまいります。

また、事業支援グループ関与のもと、事業改善計画の進捗状況をモニタリングしており、計画乖離が著しい先に対し営業店と協議し「修正経営改善計画」策定等を行って対

応しております。

(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当地域においても、中小規模事業者の後継者不在による廃業が増加している反面、事業承継に具体的に取り組んでいる企業の割合は依然低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、外部団体が実施している研修等に参加し、職員の事業承継に係る知識の向上に努めておりますが、引き続き研修参加者を増やして知識の定着を図り、事業承継問題への早期取組みを支援してまいります。

Ⅶ. 全信組連による優先出資の引受に係る事項

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	平成26年12月12日（金）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき1,000,000円（額面金額1口1,000円） 1口につき 500,000円
4. 発行総額	9,000百万円
5. 発行口数	9,000口
6. 配当率	12か月日本円TIBOR+0.80%（発行価額に対する配当率）
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

Ⅷ. 剰余金の処分の方針

1. 基本的な考え方

協同組織金融機関として、取引先及び優先出資者の皆様から出資金をお預かりして金融事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払することとしています。

前計画において、平成27年3月期で繰越損失金を一掃し、平成28年3月期決算における剰余金処分から計画通り配当金をお支払いたしました。平成29年3月期決算においても計画通り配当金をお支払しており（予定）、今後も本計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した配当を実施・継続していく方針であります。

2. 財源確保の方針

全信組連から最大限のサポートを得ながら、本計画に盛り込んだ諸施策を着実に遂行することにより収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した利益を確保し、財源の積み上げに努めてまいります。

なお、これにより、優先出資消却積立金は平成51年3月期において、3,850百万円まで積み上がると見込んでおり、これに利益準備金963百万円、資本準備金591百万円及び優

先出資金 4,500 百万円を加えた 9,904 百万円が優先出資 9,000 百万円の返済財源となります。

【利益剰余金の推移】

(単位 : 百万円)

	26/3 期 実績	27/3 期 実績	28/3 期 実績	29/3 期 実績	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画
当期純利益	77	△2,406	449	333	219	236	240
資本準備金	—	4,500	591	591	591	591	591
利益剰余金	△1,502	△3,908	449	633	711	812	917
利益準備金	—	—	—	45	79	107	135
優先出資消却積立金	—	—	—	—	—	20	40

	33/3 期 計画	34/3 期 計画	35/3 期 計画	36/3 期 計画	37/3 期 計画	38/3 期 計画	39/3 期 計画
当期純利益	165	165	187	200	244	341	266
資本準備金	591	591	591	591	591	591	591
利益剰余金	933	950	989	1,040	1,136	1,329	1,446
利益準備金	165	195	225	255	285	315	350
優先出資消却積立金	80	130	180	240	320	400	500

	40/3 期 計画	41/3 期 計画	42/3 期 計画	43/3 期 計画	44/3 期 計画	45/3 期 計画	46/3 期 計画
当期純利益	325	385	423	462	501	541	581
資本準備金	591	591	591	591	591	591	591
利益剰余金	1,622	1,859	2,134	2,447	2,800	3,192	3,625
利益準備金	380	413	452	495	542	593	648
優先出資消却積立金	600	750	950	1,150	1,400	1,700	2,000

	47/3 期 計画	48/3 期 計画	49/3 期 計画	50/3 期 計画	51/3 期 計画
当期純利益	607	628	645	663	642
資本準備金	591	591	591	591	591
利益剰余金	4,084	4,563	5,060	5,575	6,068
利益準備金	707	768	831	896	963
優先出資消却積立金	2,350	2,700	3,100	3,500	3,850

Ⅷ. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

1. 経営管理に係る体制

① 内部統制基本方針

平成 21 年 6 月の経営陣刷新以降、経営の透明性の向上を図り適切な経営管理態勢を確保しております。

また、理事会は「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「コンプライアンス基本方針」及び「リスク管理統括規程」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めております。

なお、反社会的勢力への対応状況や顧客保護に関する問題等、社会の金融機関に向けられた目は今後もますます厳しくなってくると考えられますが、これらの問題に真摯に向き合い、コンプライアンスに違反する事象や経営に重大な影響を与えかねないリスクについては、理事会等において、しっかりと把握し、関係部署に対して適切な指示を行ってまいります。

② 内部監査体制

理事会は、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当規程に基づく監査を通じて、各部店において堅確な内部管理態勢が構築され、これが有効に機能しているかを中心に検証・評価し、問題点の改善に取り組んでいます。また、リスク管理の観点から、特に重要視すべき監査項目を（最）重点監査項目として明示するとともに、前年度監査結果を踏まえ、重点監査項目の見直しを行うなど、メリハリのある監査に努めてまいります。

2. 各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する統合的リスク管理態勢、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については「IV. 2. リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

X. 経営強化のための計画の前提条件

(1) 金利

トランプ大統領就任による、アメリカ経済の回復もあり、日本銀行の景気認識は「緩やかな拡大に転じつつある」と上方修正されています。しかし、短期金利については、日本銀行によるゼロ金利政策は暫く維持される見込みである事から、現行程度の水準が続くと予想しております。

一方、長期金利については、日本の物価上昇が後ずれし金利が上昇しない可能性があるものの、日本銀行は景気認識を上方修正しており、景気拡大とともに緩やかに上昇していくと予想しております。

(2) 株価

国内景気については、米国経済の回復もあり、緩やかに拡大すると予想しております。ただし、欧州政治問題や北朝鮮情勢にかかる地政学リスクも存在しているため、本計画における株価は、現行程度の水準で推移するものとしております。

(3) 為替

米国の金利上昇見通しにより、円が売られやすい環境となっております。米景気指標も堅調であり、基調としては緩やかな円安が継続するものと予想しております。ただし、欧州政治問題や地政学リスクが表面化した際に、リスク回避目的の円買いが発生する場合もある事から、本計画においては大幅な円安は進まず、現行程度の為替水準で推移するものとしております。

【前提条件】

(単位：％、円)

		29/3 期 実績	29/4 期 実績	30/3 期 前提	31/3 期 前提	32/3 期 前提
金 利	無担保コール翌日物	△0.08	△0.08	△0.05	△0.05	△0.05
	新発10年国債利回り	0.065	0.015	0.130	0.500	0.500
日経平均株価		18,909	19,196	19,000	19,000	19,000
為替相場 (円/米ドル)		112	111	117	117	117

以上

内閣府令第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 6 6 期 (平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在) 貸 借 対 照 表

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金		1,260,492 千円	預 金		117,363,021 千円
預 け 金		38,202,300	当 座 預 金		2,242,542
有 価 証 券		24,860,408	普 通 預 金		26,874,562
国 債		2,497,480	貯 蓄 預 金		266,782
地 方 債		2,439,169	通 知 預 金		481,176
社 債		13,912,330	定 期 預 金		81,865,027
株 式		36,756	定 期 積 金		5,319,285
そ の 他 の 証 券		5,974,672	そ の 他 の 預 金		313,644
貸 出 金		68,610,744	借 用 金		5,800,000
割 引 手 形		616,162	当 座 借 越		5,800,000
手 形 貸 付		3,860,083	そ の 他 負 債		227,034
証 書 貸 付		62,121,258	未 決 済 為 替 借		15,505
当 座 貸 越		2,013,239	未 払 費 用		84,691
そ の 他 資 産		908,918	給 付 補 填 備 金		4,495
未 決 済 為 替 貸		6,701	未 払 法 人 税 等		6,348
全 信 組 連 出 資 金		459,500	前 受 取 益		66,835
前 払 費 用		9,479	払 戻 未 済 金		30,037
未 取 取 益		148,019	職 員 預 り 金		223
そ の 他 の 資 産		285,218	資 産 除 去 債 務		4,451
有 形 固 定 資 産		1,551,749	そ の 他 の 負 債		14,446
建 物		581,495	賞 与 引 当 金		30,633
土 地		903,914	退 職 給 付 引 当 金		9,012
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		66,340	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		14,182
無 形 固 定 資 産		13,415	偶 発 損 失 引 当 金		40,562
ソ フ ト ウ ェ ア		12,679	繰 延 税 金 負 債		62,508
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		735	債 務 保 証		199,484
繰 延 税 金 資 産		—	負 債 の 部 合 計		123,746,440
債 務 保 証 見 返		199,484	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金		△ 2,380,833	出 資 金		8,095,330
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,989,662)	普 通 出 資 金		1,820,330
			優 先 出 資 金		6,275,000
			資 本 剰 余 金		591,502
			資 本 準 備 金		591,502
			利 益 剰 余 金		633,080
			利 益 準 備 金		45,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金		588,080
			当 期 未 処 分 剰 余 金		588,080
			組 合 員 勘 定 合 計		9,319,912
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		160,327
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		160,327
			純 資 産 の 部 合 計		9,480,240
資 産 の 部 合 計		133,226,681	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		133,226,681

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
 その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式及びその他のうち投資信託は期末月1
 か月平均、その他のうち信託受益権、債券は事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原
 価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額に
 ついては、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物
 附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物につい
 ては定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	4年～6年

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却
 方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、
 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法
 から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の経常利益及び税引前
 当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェア
 については、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）
 に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権につい
 ては、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を
 控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻
 に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破たん懸念先）については、債権額
 から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支
 払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一
 定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基
 づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署
 から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を
 行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評
 価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額
 から直接減額しており、その金額は2,874百万円であります。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の中
 心、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
 年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による 定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）によ る定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処 理

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成28年3月31日現在）

年金資産の額	350,899百万円
年金財産計算上の数理債務の額と	
<u>最低責任準備金の額との合計額</u>	<u>315,237</u>
差引額	35,661

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

0.834%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額は、年金財政計算上の過去勤務債務残高であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金18百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

(退職給付制度の概要)

当組合は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、従業員の退職時に退職金規程に基づく支給額が確定拠出年金制度から支給される金額を上回る部分を当組合が一時金として支給することとしております。

なお、当組合は平成20年3月に、従来の確定給付型制度である適格退職年金について、確定拠出年金法に定める確定拠出年金制度へ移行しております。

このほか、当組合は全国信用組合厚生年金基金に加入しております。当該基金は複数事業主（信用組合等）により設立された総合設立型厚生年金基金で、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

(退職給付債務に関する事項)

当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△7百万円
<u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>△1</u>
退職給付引当金	△9

(退職給付債務等の計算の基礎に関する事項)

割引率 0.80%

(退職給付費用に関する事項)

当期の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	62百万円
利息費用	0
数理計算上の差異処理額	△7
<u>その他</u>	<u>8</u>
退職給付費用	63

(注) その他は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 221百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 2,390百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 60百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は98百万円、延滞債権額は8,572百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は3百万円であります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,691百万円であります。
 なお、14. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、616百万円であります。
19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 担保提供している資産 預け金 12,000百万円
 上記のほか、公金取扱い、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金28百万円を担保提供しております。
20. 出資1口当たりの純資産額 △1,758円41銭
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、金利リスクの計測を行うなど、リスクコントロールに努めております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
 当組合は、与信に関する基本方針（クレジットポリシー）及び貸出金信用リスク管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行なわれ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスクについては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(1)金利リスクの管理

当組合は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（B P V）の計測を定期的に行ない、また証券会社等外部からの有価証券に関するデータと合わせ経営陣へ報告を行なうなど、リスク・コントロールに努めております。

債券については、100 B P V（100ベース・ポイント・バリュー：金利が1%上昇した時の債券価格の下落額）を管理し、金利リスクが自己資本に与える影響を把握しております。

(2)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の承認を受けた有価証券運用計画に基づき、市場性リスク管理規程に従い行なわれております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(3)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、指標となる金利が2.0%上昇した場合の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.0%上昇したものと想定した場合の経済価値は3,468百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理規程に基づいて支払準備資産の維持・確保に努めております。また、他金融機関からのコミットメントラインの取得等資金調達手段の確保を行なっております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 預け金 (*1)	38,202	38,303	101
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,699	4,750	51
その他有価証券	20,150	20,150	-
(3) 貸出金 (*1)	68,610		
貸倒引当金 (*2)	△ 2,321		
	66,289	67,773	1,483
金融資産計	129,341	130,978	1,636
(1) 預金積金 (*1)	117,363	117,377	14
(2) 借入金 (*1)	5,800	5,800	-
金融負債計	123,163	123,177	14

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所等の価格、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAPレート等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAPレート等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	10

(*1) 非上場株式のうち一部を除く株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	3,277百万円	3,328百万円	51百万円
国 債	-	-	-
地方債	1,240	1,263	22
社 債	1,836	1,859	23
その他	200	205	5
その他	750	752	1
小 計	4,027	4,080	52

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	671百万円	669百万円	△1百万円
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	671	669	△1
その他	-	-	-
小 計	671	669	△1
合 計	4,699	4,750	51

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	26百万円	15百万円	11百万円
債 券	16,008	15,774	234
国 債	2,198	2,101	97
地方債	1,198	1,167	30
社 債	8,886	8,805	81
その他	3,724	3,700	24
その他	9	9	0
小 計	16,044	15,798	245

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	10百万円	10百万円	-百万円
債券	4,083	4,106	△22
国債	298	299	△0
地方債	-	-	-
社債	3,189	3,207	△17
その他	595	600	△4
その他	22	23	△0
小計	4,116	4,140	△23
合計	20,161	19,939	221

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式及びその他のうち投資信託については、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、その他のうち信託受益権、債券については当事業年度末における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

なお、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式については、移動平均法による原価法により計上しております。

また、上記の合計差額221百万円のうち160百万円を貸借対照表の純資産の部に、「その他有価証券評価差額金」として計上し、61百万円を貸借対照表の負債の部に、「繰延税金負債」として計上しております。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,043百万円	32百万円	2百万円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	2,867百万円	14,042百万円	6,732百万円	398百万円
国債	-	-	2,198	298
地方債	200	1,140	1,098	-
社債	1,892	8,685	3,235	99
その他	774	4,217	200	-
その他	750	-	-	-
合計	3,617	14,042	6,732	398

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,611百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

28. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,626百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,097百万円
減損損失	84百万円
その他	48百万円
小計	2,856百万円
評価性引当額	△2,856百万円
繰延税金資産合計	－百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△61百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△62百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△62百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割額	1.8%
評価性引当額増減	△28.4%
その他	－%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

第 6 6 期 [平成 2 8 年 4 月 1 日 から
平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで] 損 益 計 算 書

科 目	金 額	額
経 常 収 益		2,072,713 千円
資 金 運 用 収 益	1,707,180	
貸 出 金 利 息	1,402,404	
預 け 金 利 息	101,350	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	185,045	
そ の 他 の 受 入 利 息	18,380	
役 務 取 引 等 収 益	128,026	
受 入 為 替 手 数 料	44,014	
そ の 他 の 役 務 収 益	84,011	
そ の 他 業 務 収 益	16,205	
国 債 等 債 券 売 却 益	9,964	
国 債 等 債 券 償 還 益	18	
そ の 他 の 業 務 収 益	6,222	
そ の 他 経 常 収 益	221,301	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	30,338	
償 却 債 権 取 立 益	174,280	
そ の 他 の 経 常 収 益	16,682	
経 常 費 用		1,730,672
資 金 調 達 費 用	50,943	
預 金 利 息	47,218	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	3,723	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	161,427	
支 払 為 替 手 数 料	18,273	
そ の 他 の 役 務 費 用	143,154	
そ の 他 業 務 費 用	6,502	
国 債 等 債 券 売 却 損	2,570	
国 債 等 債 券 償 還 損	3,841	
そ の 他 の 業 務 費 用	90	
経 費	1,449,872	
人 件 費	898,894	
物 件 費	531,058	
税 金	19,919	
そ の 他 経 常 費 用	61,925	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	
貸 出 金 償 却	40,366	
そ の 他 資 産 償 却	415	
そ の 他 の 経 常 費 用	21,144	
経 常 利 益		342,041
特 別 利 益		-
特 別 損 失		2,512
固 定 資 産 処 分 損 失	2,512	
減 損 損 失	-	
税 引 前 当 期 純 利 益		339,528
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,348	
法 人 税 等 調 整 額	1	
法 人 税 等 合 計		6,349
当 期 純 利 益		333,178
繰 越 金 (当 期 首 残 高)		254,901
当 期 未 処 分 剰 余 金		588,080

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「その他の経常収益」は、睡眠預金益金繰入額4,815千円、偶発損失引当金戻入額11,867千円です。
 3. 「その他の経常費用」は、睡眠預金利益金処理後の損失処理額2,780千円、社宅敷金返還不足分124千円、商標登録申請費用185千円、会員権退会処理不足分2,060千円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額3,324千円、保証協会責任共有制度負担金12,670千円です。
 4. 出資1口当たりの当期純利益 109円48銭

第 6 6 期 剰 余 金 処 分 案

平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで

(単位：円)

当 期 未 処 分 剰 余 金	588,080,150
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 準 備 金	34,000,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	140,258,633
(普通出資に対する配当金)	9,131,033
(優先出資に対する配当金)	131,127,600
計	174,258,633
繰 越 金 (当 期 未 残 高)	413,821,517

基準日	2017	3	31
-----	------	---	----

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	9,179,653	
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,686,832	
うち、利益剰余金の額	633,080	
うち、外部流出予定額(△)	140,258	
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	391,171	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	391,171	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,570,824	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	5,819	3,879
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	5,819	3,879
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,819	
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)	9,565,005	
リスク・アセット等 (3)		

信用リスク・アセットの額の合計額	60,817,603	
資産（オン・バランス）項目	60,652,124	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,879	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになつたものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	3,879	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになつたものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになつたものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	165,479	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,159,626	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	63,977,230	
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	14.95	%

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月金融庁告示第17号）」における附則別紙様式第1号に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかつた額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：千円）

9,173,834
1
1

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等＝3）

6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

--

計表ID	FN103	Ver.201703
基準日(西暦年/月)	2017	5
金融機関コード	2505	
金融機関名	滋賀県信用組合	
担当部署	総務部	
都道府県名	滋賀県	

別紙様式1-1

日計表
(平成29年5月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,356,421,644	預 金	117,190,251,386
(うち小切手・手形)	229,970,928	当 座 預 金	2,174,816,094
外 国 通 貨	0	普 通 預 金	27,464,797,254
預 け 金	37,905,815,663	貯 蓄 預 金	263,489,078
(うち全信組連預け金)	29,218,634,487	通 知 預 金	226,072,300
譲 渡 性 預 け 金	0	別 段 預 金	511,053,588
買 入 手 形	0	納 税 準 備 預 金	11,552,328
コ ー ル ロ ー ン	0	〔 小 計 〕	30,651,780,642
買 入 現 先 助 定 金	0	定 期 預 金	81,365,107,044
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	定 期 積 立 金	5,173,363,700
買 入 金 銭 債 権	0	〔 小 計 〕	86,538,470,744
金 銭 の 信 託	0	非 居 住 者 円 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	外 貨 預 金	0
商 品 国 債	0	〔 小 計 〕	0
商 品 地 方 債	0	譲 渡 性 預 金	5,800,000,000
商 品 政 府 保 証 債	0	借 入 金	0
その 他 の 商 品 有 価 証 券	0	借 入 借 手 形	5,800,000,000
有 価 証 券	25,101,212,171	当 座 引 当 金	0
国 債	2,400,379,875	売 渡 手 形	0
地 方 債	2,359,253,049	コ ー ル マ ー ケ ッ ト 先 手 形	0
短 期 社 債	14,349,145,211	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
(公 社 公 同 債)	1,888,105,536	コ ー マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	0
(金 融 債)	0	外 国 他 店 預 け 金	0
(そ の 他 の 社 債)	12,461,039,675	外 国 他 店 為 替 預 け 金	0
株 式 信 託	25,508,680	外 国 他 店 為 替 債 権	0
貸 付 信 託	0	未 払 外 国 為 替 債 権	0
投 資 信 託	44,441,408	そ の 他 の 債 権	153,065,484
外 国 証 券	5,171,668,488	未 決 済 為 替 債 権	17,194,984
そ の 他 の 証 券	750,815,500	未 払 費 用	84,057,962
貸 出 金	68,209,629,654	給 付 補 填 備 金	4,400,844
(うち金融機関貸付金)	4,200,000,000	未 払 法 人 税 等	0
割 引 手 形	517,763,070	前 受 取 益	3,612,450
手 形 貸 付	2,925,814,692	未 払 配 当 金	125,413
証 書 貸 付	62,732,619,980	未 払 戻 金	30,037,000
当 座 貸 越	2,033,431,912	払 戻 未 済 持 分	4,352
外 国 為 替	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け 金	0	職 員 預 け 金	223,582
外 国 他 店 貸 付 金	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 券	0
そ の 他 の 債 権	889,245,843	借 入 有 価 証 券	0
未 決 済 為 替 貸 付	5,085,230	売 付 商 品 債 券	0
全 信 組 連 出 資 金	459,500,000	売 付 派 生 商 品 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	5,896,487	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
前 払 費 用	0	リ ー ス 債 務	4,451,646
未 収 取 引 差 入 証 拠 金	148,019,949	資 産 除 去 債 務 材 料	0
先 物 取 引 差 入 金 勘 定 金	0	未 払 送 受 金	2,914,249
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0	そ の 他 の 負 債	6,043,000
保 管 有 価 証 券 等	0	本 店 支 店 勘 定 金	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	代 理 業 務 勘 定 金	285,025
リ ー ス 投 資 資 産 金	0	賞 与 引 当 金	30,633,680
仮 払 金	48,633,648	役 員 賞 与 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	222,110,529	退 職 給 付 引 当 金	6,760,515
本 支 店 勘 定 金	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
有 形 支 店 定 資 産	1,553,441,086	そ の 他 の 引 当 金	54,745,196
建 物	581,495,623	特 別 法 上 の 引 当 金	0
土 地	903,914,071	繰 上 税 金 負 債	1,082,401
リ ー ス 資 産	0	再 評 価 に 係 る 繰 上 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定 資 産	0	債 務 保 証 金	191,181,869
そ の 他 の 有 形 定 資 産	68,031,392	負 債 計	123,428,005,556
無 形 定 資 産	13,415,680	純 資 産	9,320,367,384
ソ フ ト ウ ェ ア	12,679,810	出 資 金	8,095,785,000
の れ 心 産 産	0	普 通 出 資 金	1,820,785,000
リ ー ス 資 産	0	優 先 出 資 金	6,275,000,000
そ の 他 の 無 形 定 資 産	735,870	そ の 他 の 出 資 金	0
前 払 年 費 用	0	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
繰 上 税 金	0	資 本 剰 余 金	591,502,234
再 評 価 に 係 る 繰 上 税 金 資 産	0	資 本 準 備 金	591,502,234
債 務 保 証 見 込 金	191,181,869	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 2,380,833,479	利 益 剰 余 金	633,080,150
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,989,682,365	利 益 準 備 金	45,000,000
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	588,080,150
		特 別 積 立 金	0
		(うち目的積立金)	0
		繰 上 税 金 負 債	0
		繰 上 税 金 負 債 剰 余 金	588,080,150
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 上 税 金 負 債 差 額 金	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	132,748,372,940
		期 中 損 益	91,157,181
合 計	132,839,530,131	合 計	132,839,530,131

店舗数(店舗)	11	常勤役員員数(人)	177
(うち本・支店(店舗))	11	(うち役員(人))	6
(うち出張所(店舗))	0	(うち男性職員(人))	106
出資口数(口)	2,704,785	(うち女性職員(人))	65
組合員数(人)	24,475		

計表ID	FN104	Ver.201703
基準日(西暦年/月)	2017	5
金融機関コード	2505	
金融機関名	滋賀県信用組合	
担当部署	総務部	
都道府県名	滋賀県	

別紙様式1-2

日計表
(平成29年5月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,175,757,531	預 金	117,114,887,129
現 (うち小切手・手形)	1,175,757,531	当 座 預 金	1,841,375,152
外 国 通 貨	37,482,584	普 通 預 金	27,927,345,812
預 け 金	0	貯 蓄 預 金	264,115,295
預 け 金	38,439,136,434	別 段 預 金	211,678,300
(うち全信組連預け金)	38,439,136,434	納 税 準 備 預 金	156,791,613
譲 渡 性 預 け 金	29,328,558,319	[小 期 積 立]	11,307,935
買 入 手 形	0	定 期 積 立	30,412,611,907
コ ー ル 手 形	0	[小 計]	81,380,077,235
買 入 先 取 引 支 払 保 証	0	非 居 住 者 円 預 金	5,321,977,987
債 券 借 取 引 支 払 保 証	0	外 貨 預 金	86,702,055,222
買 入 金 銭 債 権	0	[小 計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	5,800,000,000
商 品 有 価 証 券	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債 権	0	再 座 借 付 金	5,800,000,000
商 品 政 府 保 証 債 権	0	当 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	24,772,067,954	コ ー ル マ ネ	0
国 債	2,400,379,875	売 現 取 引 受 入 担 保 金	0
地 方 債	2,389,821,896	債 券 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ 替	0
(公 社 公 団 債)	13,994,306,501	外 国 他 店 預 金	0
(公 債)	1,888,105,536	外 国 他 店 借 付 金	0
(そ の 他 社 債)	12,106,200,965	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	25,508,660	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 の 負 債	154,130,040
投 資 信 託	39,567,054	未 決 済 為 替	15,147,731
外 国 証 券	5,171,688,468	未 払 補 償 金	84,057,962
そ の 他 の 証 券	750,815,500	給 付 補 償 費	4,379,731
(うち金融機関貸付金)	68,103,255,297	未 払 受 入 税	4,300,258
割 引 手 形	4,200,000,000	前 払 受 取 諸 税	0
手 形 貸 付	588,946,641	未 払 私 配 当 金	5,026,500
手 形 貸 付 付 付	3,207,274,046	未 払 戻 金	125,891
当 座 貸 付	62,461,802,139	未 払 未 済 済 持 分	30,037,000
外 国 為 替 債 権	1,865,232,471	払 戻 未 済 未 済 持 分	4,352
外 国 他 店 預 け 金	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦	0
外 国 他 店 借 付 金	0	職 員 預 け 金	223,582
買 入 外 国 為 替 債 権	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替 債 権	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	892,583,982	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 債 権	4,779,322	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	459,500,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	5,896,487	売 付 債 券	0
前 払 費 用	0	金 融 派 生 商 品	0
未 収 収 益	148,019,949	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	リ ー ス 債	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	資 産 除 去 債 務	4,451,648
保 管 有 価 証 券 等	0	未 払 送 金 為 替	0
金 融 派 生 商 品	0	仮 受 の 負 債	332,385
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0	そ の 他 の 負 債	6,043,000
リ ー ス 投 資 金	0	本 支 店 勘 定	0
仮 払 の 資 産	49,884,865	代 理 業 務 勘 定	842,536
本 支 店 勘 定	224,503,359	賞 与 引 当 金	30,633,680
有 形 固 定 資 産	1,552,109,625	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	581,495,623	退 職 給 付 引 当 金	8,940,170
土 地	903,914,071	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	0	そ の 他 の 引 当 金	54,745,196
建 設 仮 勘 定 資 産	0	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	66,699,931	繰 延 税 金 負 債	1,082,401
無 形 固 定 資 産	13,415,680	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
ソ フ ト ウ ェ ア	12,679,810	債 務 保 証	191,879,555
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	123,356,920,707
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	735,870	出 資	9,320,183,190
前 払 年 費 用	0	普 通 出 資 金	8,095,580,806
繰 延 税 金	0	優 先 出 資 金	1,820,580,806
繰 延 税 金 勘 定 資 産	0	そ の 他 の 出 資 金	6,275,000,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 勘 定 資 産	0	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
債 務 保 証 見 込 金	191,879,555	資 本 準 備 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 2,380,833,479	そ の 他 資 本 制 備 金	591,502,234
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,989,662,365	資 本 制 備 金	591,502,234
そ の 他 の 引 当 金	0	利 益 割 当 金	0
		利 益 割 当 金	633,080,150
		利 益 割 当 金	45,000,000
		そ の 他 利 益 割 当 金	588,080,150
		特 別 積 立 金	0
		(うち目的積立金)	0
		繰 上 金	0
		未 処 分 利 益	588,080,150
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産	132,677,083,897
		期 中 損 益	82,288,682
合 計	132,759,372,579	合 計	132,759,372,579

日計表（平成 29年5月末現在）

（ 損 益 勘 定 ）

都道府県名 滋賀県

コード番号 2505

組 合 名 滋賀県信用組合

損		失		利		益	
科 目	番号	金 額	金 額	科 目	番号	金 額	金 額
預 金 積 金 利 息	301	3,477,352	円	貸 出 金 利 息	401	286,842,763	円
預 金 利 息	302	2,911,788		(うち金融機関貸付金利息)	402	1,409,999	
給付補填備金繰入額	303	565,564		貸 付 金 利 息	403	282,626,232	
譲渡性預金利息	304	0		手 形 割 引 料	404	4,216,531	
借 用 金 利 息	311	0		預 け 金 利 息	411	9,334,144	
借 入 金 利 息	312	0		預 け 金 利 息	412	9,334,144	
当 座 借 越 利 息	313	0		譲 渡 性 預 け 金 利 息	413	0	
再 割 引 料	314	0		買 入 手 形 利 息	415	0	
売 渡 手 形 利 息	315	0		コ ー ル ロ ー ン 利 息	416	0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	316	0		買 現 先 利 息	417	0	
売 現 先 利 息	317	0		債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	418	0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	318	0		有 価 証 券 利 息 配 当 金	419	24,951,154	
コマーシャル・ペーパー利息	319	0		金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	420	0	
金利スワップ支払利息	320	0		そ の 他 の 受 入 利 息	421	0	
そ の 他 の 支 払 利 息	321	0		(うち買入金銭債権利息)	422	0	
人 件 費	322	143,386,343		(うち出資配当金)	423	0	
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	323	117,518,254		(うち受入雑利息)	424	0	
退 職 給 付 費 用	324	1,825,000		役 務 取 引 等 収 益	431	22,220,272	
社 会 保 険 料 等	325	24,043,089		受 入 為 替 手 数 料	432	7,168,225	
物 件 費	331	81,118,945		そ の 他 の 受 入 手 数 料	433	15,052,047	
事 務 費	332	42,781,306		そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	434	0	
回 定 資 産 費	333	28,312,053		そ の 他 業 務 収 益	441	497,098	
事 業 費	334	8,534,825		外 国 為 替 売 買 益	442	0	
人 事 厚 生 費	335	1,490,761		外 国 通 貨 売 買 益	443	0	
預 金 保 険 料	336	0		金 売 買 益	444	0	
有 形 固 定 資 産 償 却	337	0		商 品 有 価 証 券 売 買 益	445	0	
無 形 固 定 資 産 償 却	338	0		国 債 等 債 券 売 却 益	446	0	
税 金	339	10,328,285		国 債 等 債 券 償 還 益	447	170	
(うち法人税、住民税及び事業税)	340	26,035		有 価 証 券 貸 付 料	448	0	
役 務 取 引 等 費 用	341	27,757,466		金 融 派 生 商 品 収 益	449	0	
支 払 為 替 手 数 料	342	3,069,979		雑 益	450	496,928	
そ の 他 の 支 払 手 数 料	343	132,264		臨 時 収 益	461	13,662,448	
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	344	24,555,223		償 却 債 権 取 立 益	462	13,662,448	
そ の 他 業 務 費 用	345	147,496		株 式 等 売 却 益	463	0	
外 国 為 替 売 買 損	346	0		金 銭 の 信 託 運 用 益	464	0	
外 国 通 貨 売 買 損	347	0		そ の 他 の 臨 時 収 益	465	0	
金 売 買 損	348	0		特 別 利 益	471	0	
商 品 有 価 証 券 売 買 損	349	0		固 定 資 産 処 分 益	472	0	
国 債 等 債 券 売 却 損	350	0		負 の の れ ん 発 生 益	473	0	
国 債 等 債 券 償 還 損	351	139,340		そ の 他 の 特 別 利 益	475	0	
国 債 等 債 券 償 却	352	0		引 当 金 取 崩 額 等	481	0	
有 価 証 券 借 入 料	353	0		貸 倒 引 当 金 取 崩 額	482	0	
金 融 派 生 商 品 費 用	354	0		(うち個別貸倒引当金取崩額)	483	0	
雑 損	355	8,156		賞 与 引 当 金 取 崩 額	484	0	
臨 時 費 用	356	110,854		役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	485	0	
貸 出 金 償 却	357	0		役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 取 崩 額	486	0	
株 式 等 売 却 損	358	0		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	487	0	
株 式 等 償 却	359	0		そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	488	0	
金 銭 の 信 託 運 用 損	360	0		目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	489	0	
そ の 他 資 産 償 却	361	0		そ の 他	490	0	
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	362	0		法 人 税 等 調 整 額	491	0	
そ の 他 の 臨 時 費 用	363	110,854		利 益 計	493	357,507,879	
特 別 損 失	371	23,947					
固 定 資 産 処 分 損	372	23,947					
減 損 損 失	373	0		店 舗 内 現 金 自 動 設 備	11 店	11 台	
そ の 他 の 特 別 損 失	374	0		(うちCD)	0 店	0 台	
引 当 金 繰 入 額 等	381	0		(うちATM)	11 店	11 台	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	382	0		店 舗 外 現 金 自 動 設 備	9 店	9 台	
(うち個別貸倒引当金繰入額)	383	0		(うちCD)	0 店	0 台	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	384	0		(うちATM)	9 店	9 台	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	385	0					
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	386	0					
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	387	0					
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	388	0					
そ の 他	389	0					
法 人 税 等 調 整 額	390	0					
損 失 計	391	266,350,688					
期 中 損 益	392	91,157,191					
合 計	393	357,507,879					